

真岡市国土強靱化地域計画

令和2年8月

(令和6年3月改訂)

真 岡 市

目次

第1章 地域計画の概要 -----	1
1-1 策定の背景と目的	1
1-2 計画の位置づけ	1
1-3 計画期間	3
1-4 計画策定の進め方	4
第2章 本市の概況 -----	5
2-1 自然的状況	5
2-2 社会的状況	8
2-3 想定される主な災害	14
2-4 災害履歴	20
第3章 地域計画策定の基本的な考え方 -----	21
3-1 基本理念	21
3-2 基本目標	21
3-3 基本方針	21
第4章 脆弱性評価 -----	22
4-1 脆弱性評価の考え方	22
4-2 想定するリスク	22
4-3 リスクシナリオの設定	22
4-4 リスクシナリオを回避するために必要な分野	24
4-5 リスクシナリオごとの脆弱性評価	24
第5章 施策分野ごとの推進方針 -----	39
第6章 計画の推進及び進捗管理 -----	73
6-1 優先的に取り組む施策	73
6-2 各種施策の推進と進捗管理	75
【別紙1】重要業績指標（KPI）一覧計画の推進及び進捗管理 -----	76
【別紙2】施策分野ごとの個別事業実施計画 -----	78

第1章 地域計画の概要

1-1 策定の背景と目的

国においては、東日本大震災から得た教訓を踏まえ、平成25年に、大規模自然災害が発生しても、国民の生命、身体及び財産を保護し、国民の生活・経済を守るため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が制定され、この基本法に基づき、国は平成26年に「国土強靱化基本計画」（以下「国基本計画」という。）を策定し、また、栃木県においては、平成28年に「栃木県国土強靱化地域計画」（以下「県地域計画」という。）を策定するなど、国土全域にわたる強靱な国づくりに向けた取組が進められています。

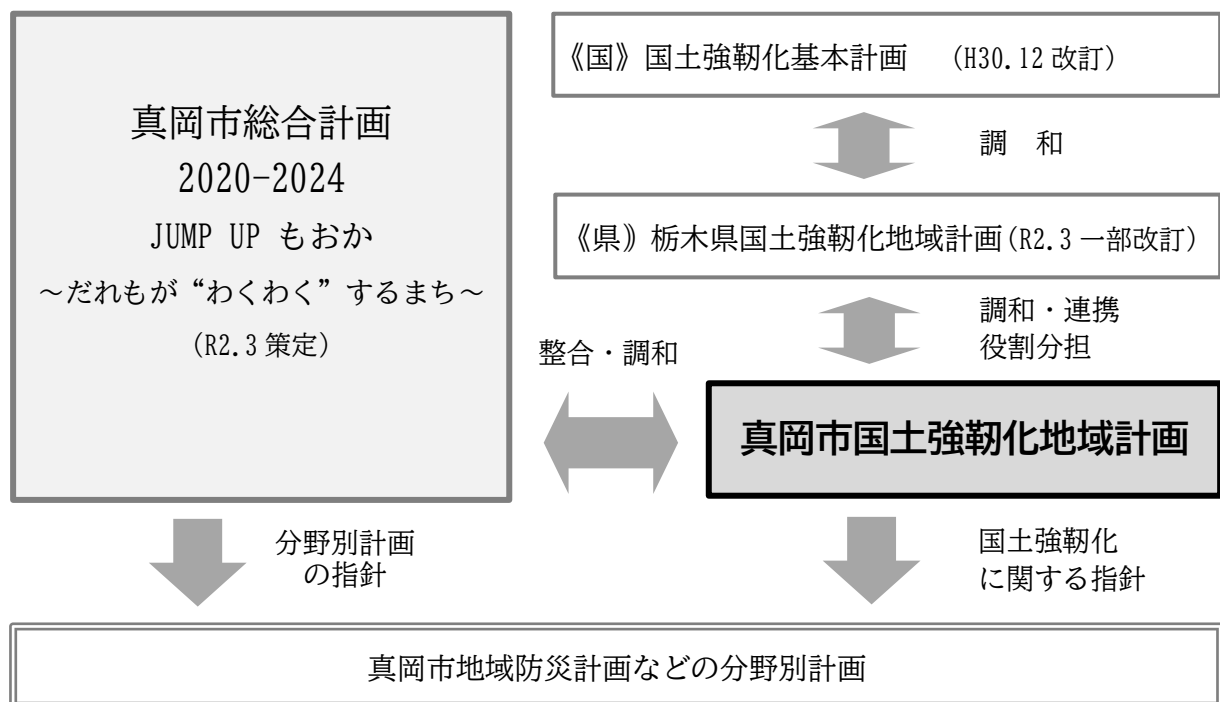
このような中、本市においても、東日本大震災以降も竜巻や台風などによる被害が発生しており、災害時においても市民の生命や生活を守るとともに、被害の低減を図り、「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた安全・安心なまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため「真岡市国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

1-2 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条の規定に基づき、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として策定するものです。

また、国基本計画や県地域計画と調和を保つとともに、「真岡市総合計画2020-2024」との整合性を図りながら、真岡市地域防災計画をはじめとする各分野の計画の指針となるものです。

【真岡市における国土強靱化計画と関連計画の位置づけ】



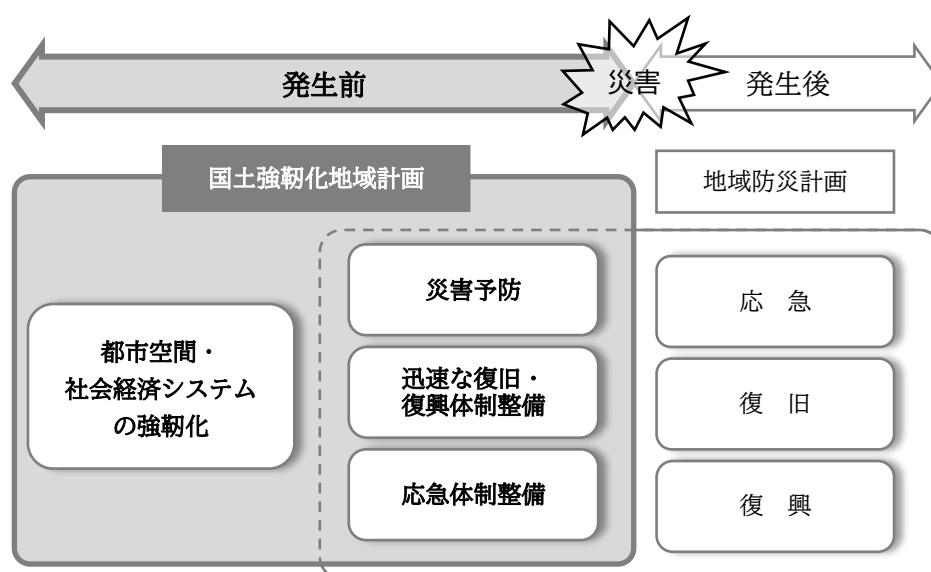
【国土強靱化地域計画と地域防災計画の関係性】

○地域防災計画

地震や洪水などの「リスク」を特定し、「そのリスクに対する対応」をとりまとめるもの。
 ※真岡市地域防災計画（平成 29 年 9 月策定）では、「風水害等対策編」「震災対策編」「原子力災害対策編」のリスクごとに、応急・復旧・復興の視点から対応方法等について計画にとりまとめています。

○国土強靱化地域計画

あらゆるリスクを見据えつつ、どんな事が起ころうとも最悪な事態に陥る事が避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげていくものであり、事前に取り組むべき多様な施策（ハード・ソフト両面）を考えるもの。



	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	自然災害全般を想定し地域社会を強靱化	災害の種類ごとの対応力の強化
対象フェーズ	災害発生前	災害発生時・発生後
施策の設定方法	人命保護や被害最小化などを図るため、最悪の事態を回避する施策	予防・応急・復旧などの具体的対策
施策の重点化	○	—

■ “国土強靱化” の定義

- ・大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に行い、強靱な国づくり・地域づくりを推進すること。

■ 国の理念と基本目標

いかなる災害等が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

を基本目標に、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」を推進する。

■ 地域の強靱化を推進する3つのメリット

①被害の縮小

発災前における施策を推進し、地域が強靱化されれば、大規模自然災害等が起こっても、被害の大きさそれ自体を、小さくできる。

②施策（事業）のスムーズな進捗

庁内の意識の共有や推進力の出現、関係府省庁の交付金・補助金の活用などにより、各種の施策事業のスムーズな進捗が期待できる。

③地域の持続的な成長

強靱化の取組により地域が災害に強くなることは、地域住民や地域に展開する民間事業者にとっても有益となる。

1-3 計画期間

本計画は、令和2（2020）年度を初年度とする令和6（2024）年度までの5年間を計画期間とします。また、真岡市総合計画等の次期改定にあわせ、令和6年度に計画の見直しを行います。

ただし、計画期間中においても、社会情勢の変化や施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

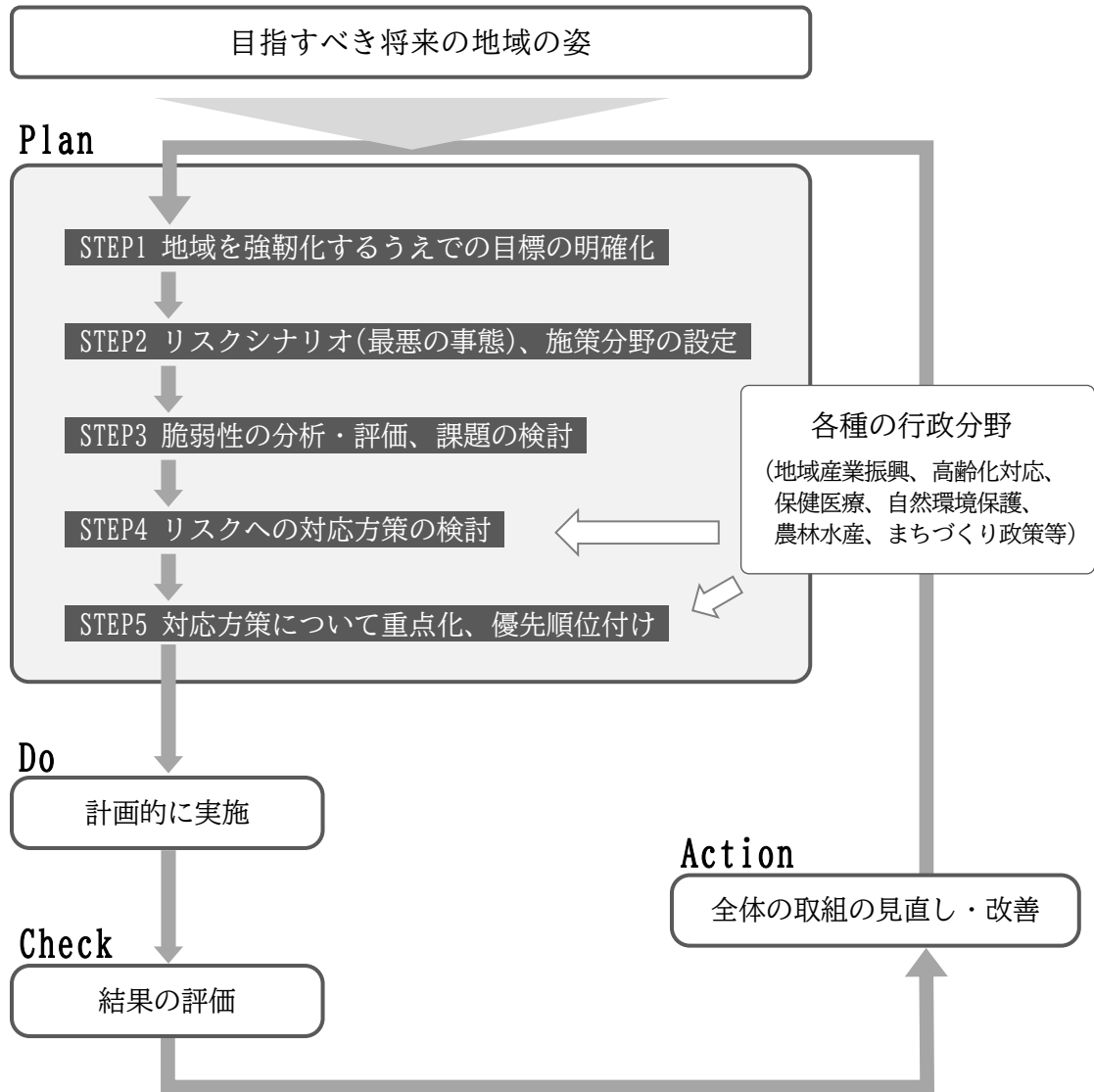
【各計画の計画期間との関係性】

		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
真岡市総合計画 2020-2024	基本構想	← 10年間 →										
	基本計画	← 5年間 →					← 5年間 →					
真岡市まち・ひと・しごと 創生総合戦略		← 5年間 →					← 5年間（予定） →					
真岡市国土強靱化地域計画		← 5年間 →					← 5年間（予定） →					
栃木県国土強靱化地域計画		→	← 5年間（予定） →									

1-4 計画策定の進め方

強靱化の施策を総合的・計画的に推進するため、地域計画策定に関する国の指針「国土強靱化地域計画ガイドライン」を参考に、以下の手順により策定を行います。

【計画策定の手順（ステップフロー&PDCA）】



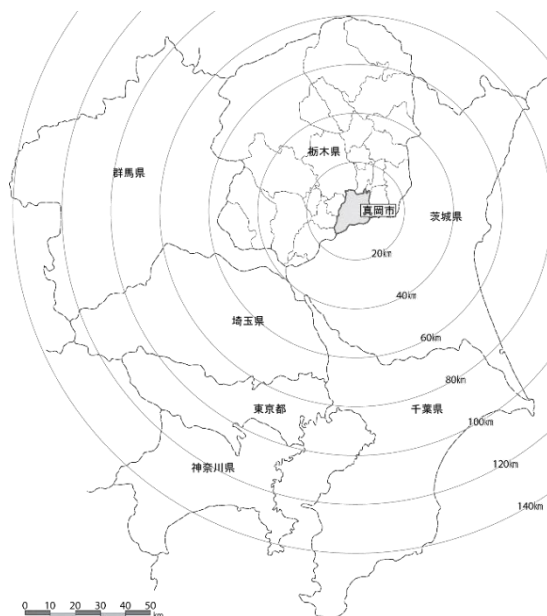
第2章 本市の概況

2-1 自然的状況

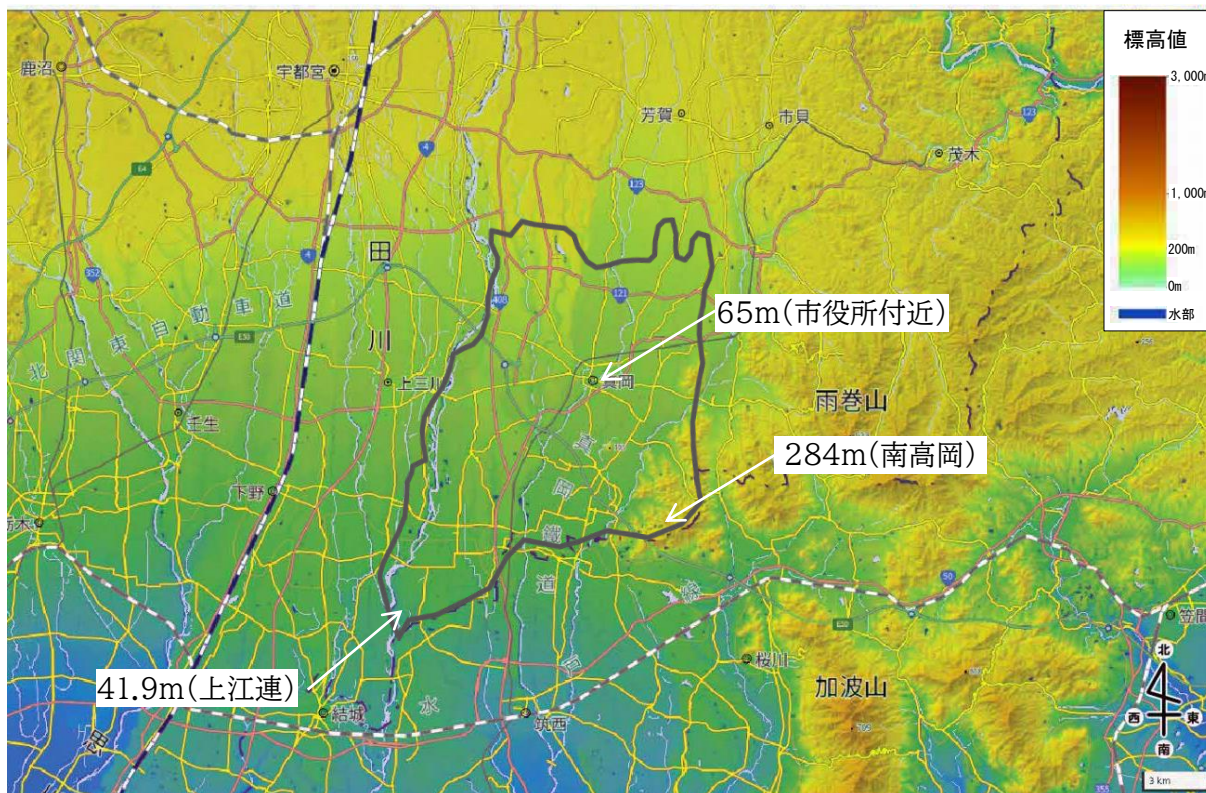
(1) 位置・地勢

本市は栃木県の南東部に位置し、東京から90km圏域内の距離に位置します。面積は、167.34km²で、東西14.9km、南北19.4km、これは栃木県の面積の約2.60%にあたります。

海拔で最も高い地点は、南高岡の山間部の284m、最も低い地点は上江連の41.9m、市役所付近の市街地は65mとなっています。



【地形図】



出典：国土地理院（地理院地図）

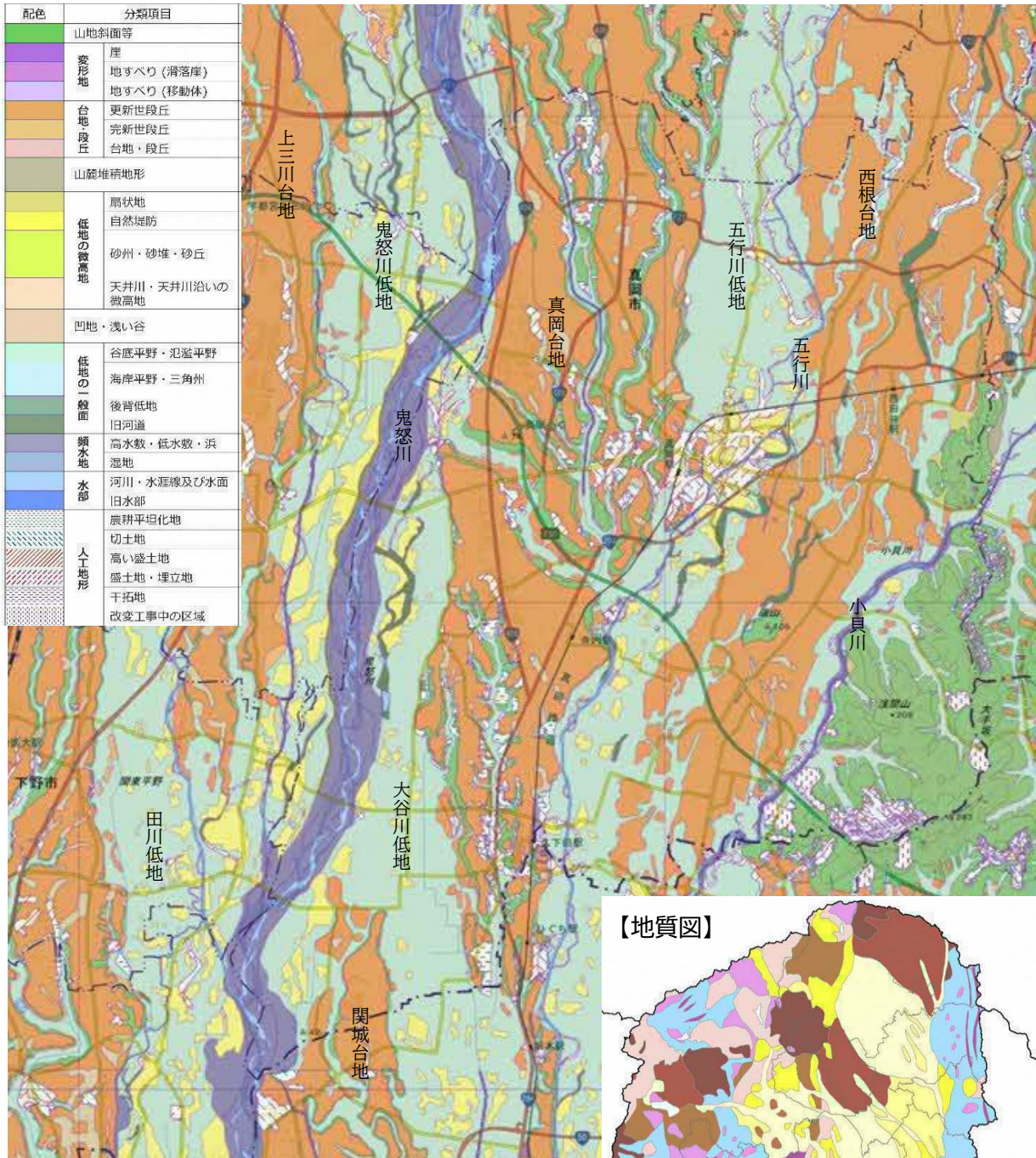
【本市内の主な河川】

河川名	五行川	小貝川	鬼怒川	行屋川	江川
市内流域延長	約 13,000m	約 10,000m	約 17,000m	約 1,200m	約 4,000m

(2) 地形条件

本市は、八溝山地の南端部が南東部に含まれているほか、関東平野に属しており、平野部は風成火山灰層（いわゆる関東ローム層）に覆われた河岸段丘である台地と、鬼怒川などの河川沿いに発達する沖積低地からなっています。

【土地条件図】

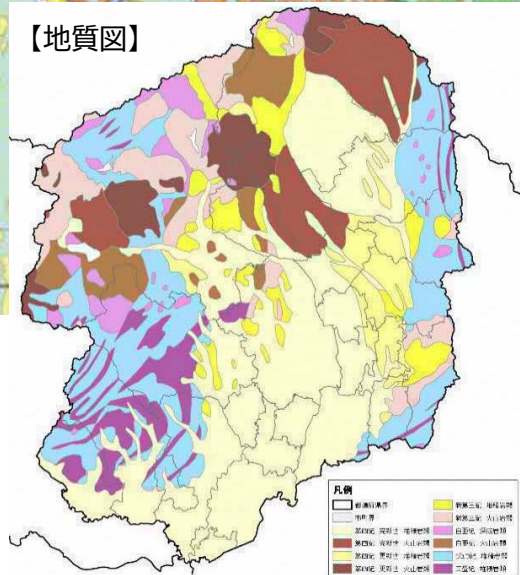


出典：国土地理院（上図）

出典：栃木県地震等想定調査（右図）

・鬼怒川流域は、大半が台地と低地からなっている。鬼怒川流域の台地は、洪積世の砂礫層からなり、その層厚は約30m程度である。台地上は1~10数mのローム層により覆われている。鬼怒川、思川などの沿川の低地は沖積砂礫層からなり、その層厚は10m内外である。

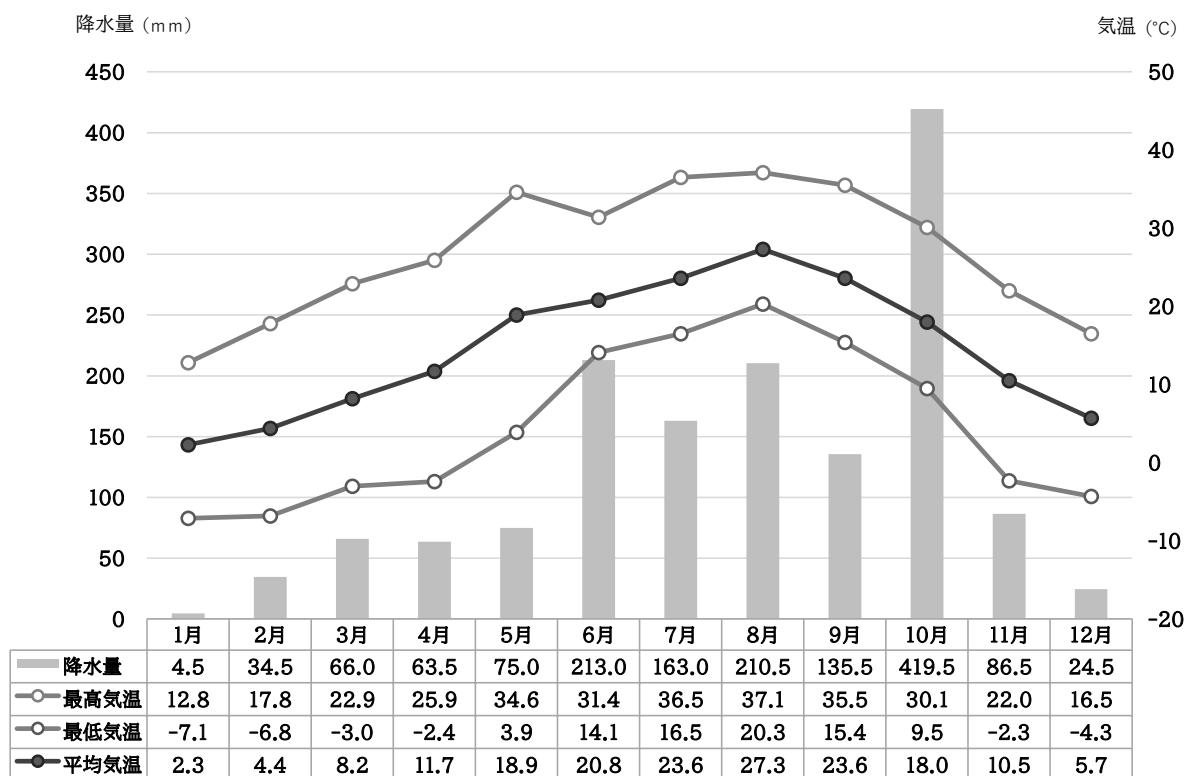
【地質図】



(3) 気 象

本市は、太平洋岸型気候で内陸のため、最高気温と最低気温との較差が大きく、高温の年は、関東南部より暖かくなり、低温の年は東北地方と同じような気温を示しています。また、夏季は雷の発生が多く、盛夏期でも比較的雨量が多いのに対し、冬期は、朝夕の冷え込みが厳しいため、最低気温が氷点下の日が多い特徴があります。

【月ごとの気温及び降水量：平成 31(2019)年】



出典：真岡市統計書（令和元年版）

注) 10月の降水量は激甚災害等となった台風19号（令和元年東日本台風）の影響によるもの。
 (過去の10月はH27：40.5、H28：61.0、H29：308.5と台風の影響で数値に差が出る)

2-2 社会的状況

(1) 人口特性

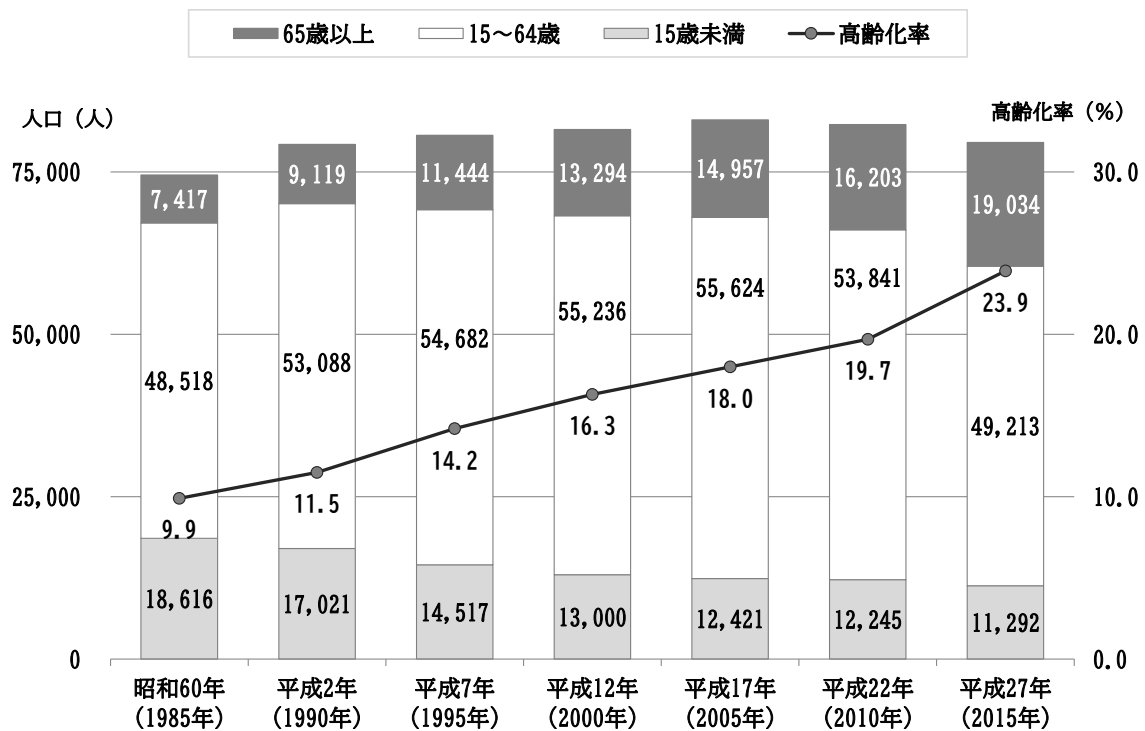
① 総人口及び年齢3区分別人口の推移

本市の総人口は、平成20年の83,392人をピークに減少に転じています。年少人口は、昭和60年以降、減少傾向が続いています。生産年齢人口は、平成17年の55,624人をピークに減少に転じています。

その一方、高齢者人口は、昭和60年以降、増加傾向が続いており、昭和60年に9.9%であった高齢化率は平成27年に23.9%まで上昇しています。

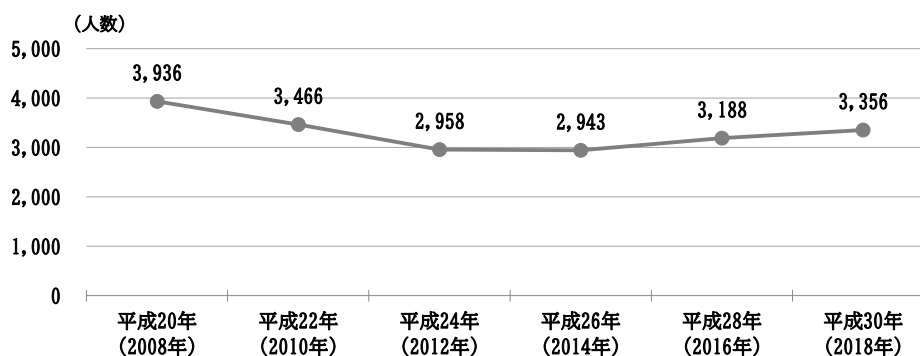
また、外国人住民数の推移を見ると、平成26年までは減少していましたが、平成28年から増加に転じており、外国人住民数の占める割合は県内でも上位となっています。

【年齢3区分別人口の推移】



出典：国勢調査

【外国人住民数の推移】



出典：住民基本台帳

② 人口分布

本市の人口集積状況は、市街化区域内の真岡地区を中心に、久下田地区・長田地区で人口が集積している状況にあります。

【人口分布状況（平成 27（2015）年国勢調査から令和 22（2040）年まで）】

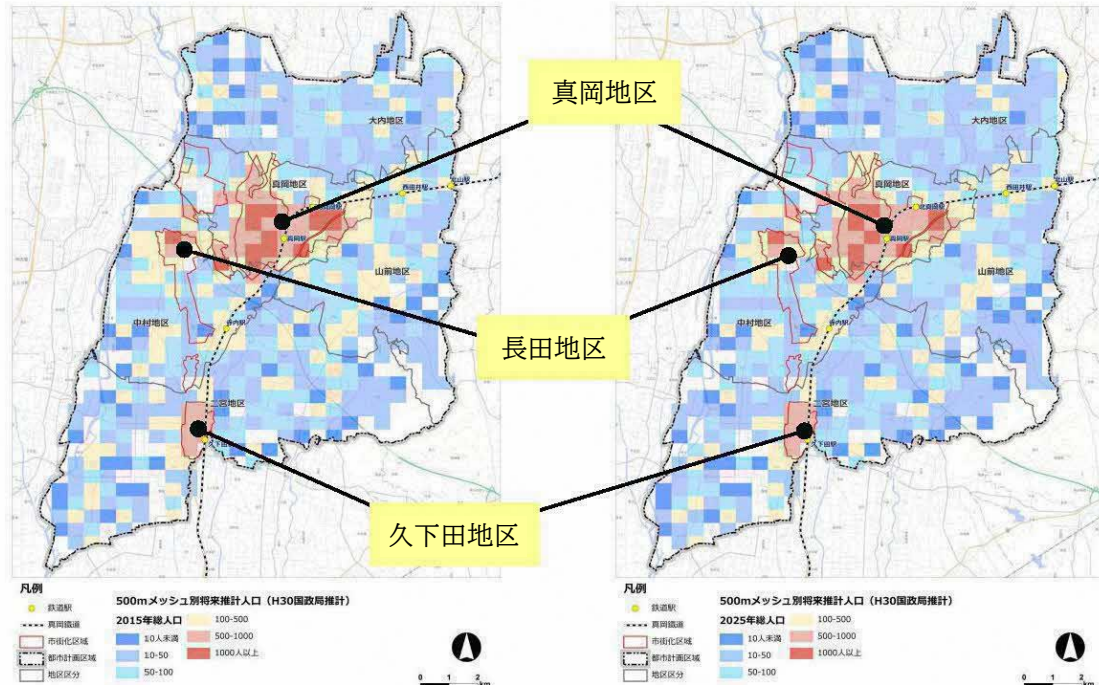


図 平成 27(2015)年人口集積状況

図 令和 7(2025)年人口集積状況

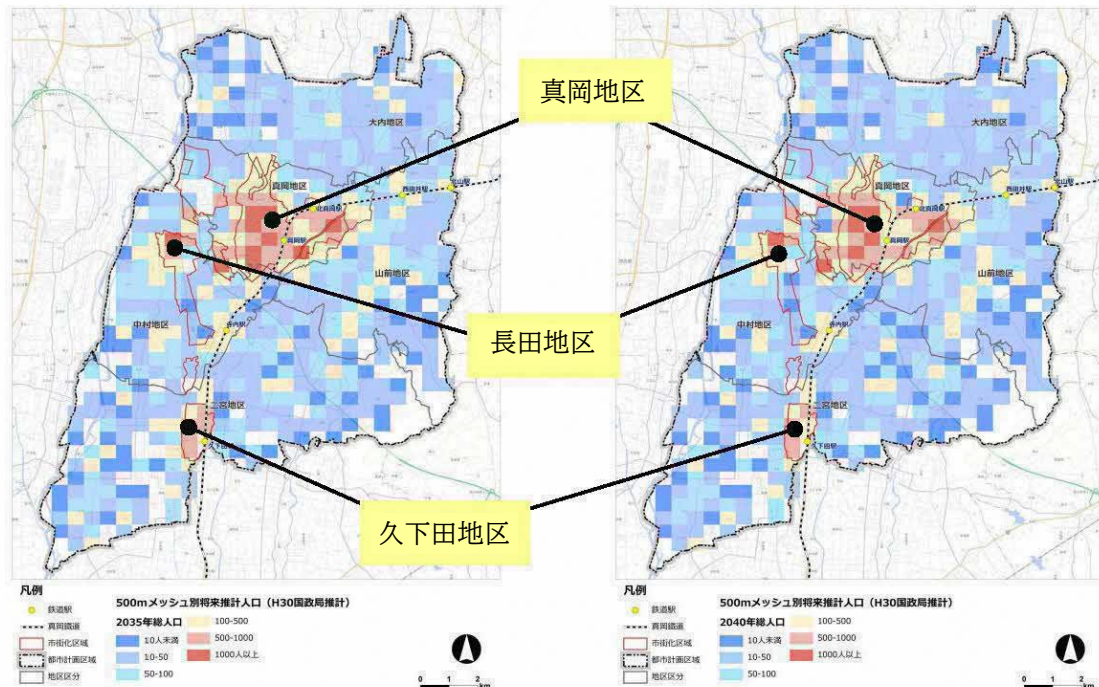


図 令和 17(2035)年人口集積状況

図 令和 22(2040)年人口集積状況

出典：真岡市立地適正化計画

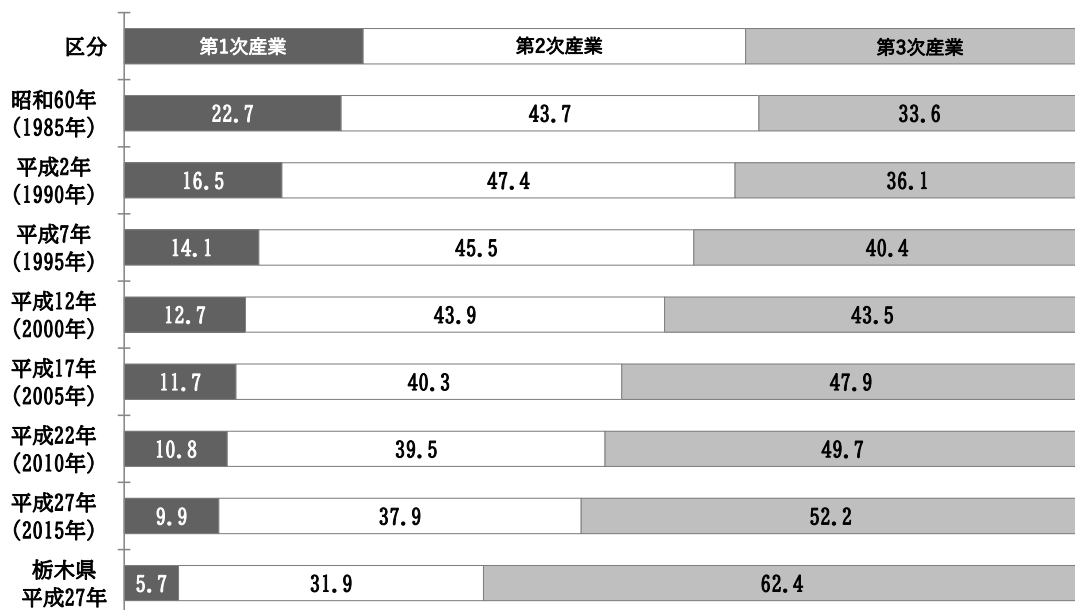
(2) 産 業

本市の産業別就業人口比率は、平成 27 年をみると、第 1 次産業 9.9%、第 2 次産業 37.9%、第 3 次産業 52.2%となっています。

従業員 4 人以上の製造業の事業所数は減少傾向にあり、平成 29 年は 177 事業所となっています。従業者数と製造品出荷額等は、平成 21 年にリーマンショックの影響から大幅な減少となり、平成 22 年以降は増減を繰り返しながら推移しています。

また、首都圏に位置する地理的な特性を活かし、いちごやトマト、なす、ニラ、たまねぎ等県内有数の産地となっており、いちごは平成 30 年産の生産量が 7,059 トン、販売額が約 81 億 1 千万円と、いちご生産量日本一を誇っています。

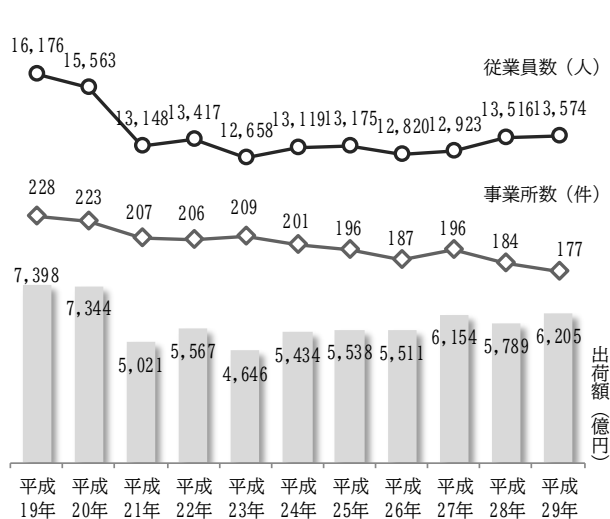
【産業別人口割合の推移】



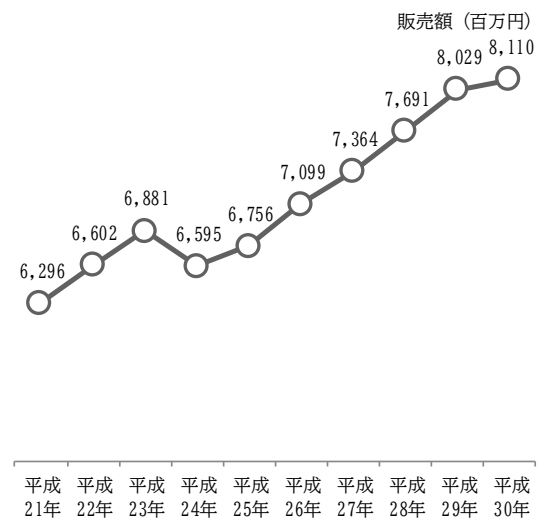
注)分類不能は含まれない。四捨五入の関係で合計が100%にならない場合がある。

出典：国勢調査

【工業の推移（従業員 4 人以上の製造業）】



【真岡市のいちご販売額の推移】



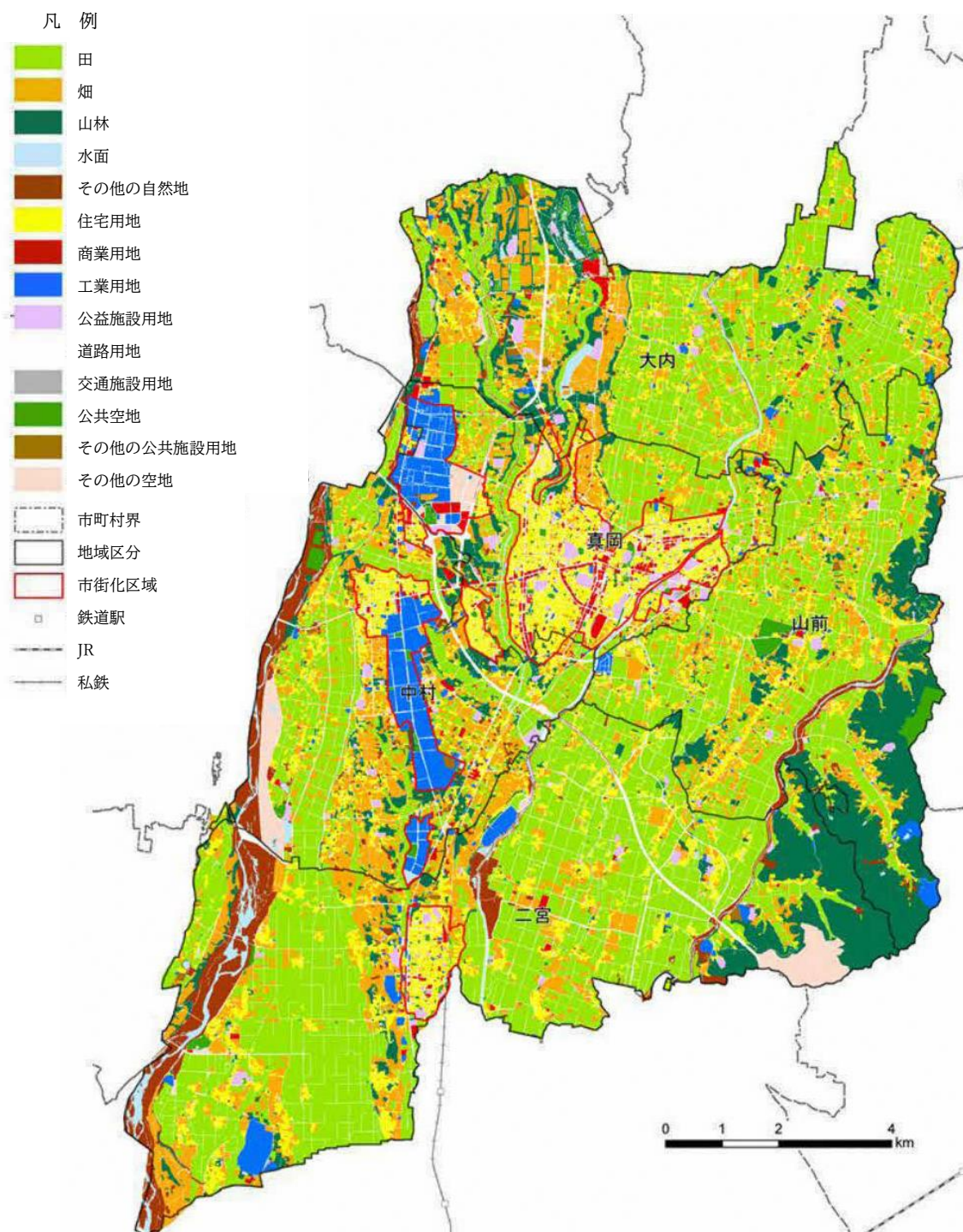
出典：工業統計、経済センサス活動調査

(3) 土地利用

本市の市街地では、土地区画整理事業をはじめとした都市基盤整備により、良好な住環境が形成されています。

また、郊外部では、農地や平地林などの地域資源が保全されるとともに、多くの既存集落が点在し、地域コミュニティが形成されています。

【土地利用現況図（平成 28 年時点）】



出典：都市計画基礎調査

(4) 交通網

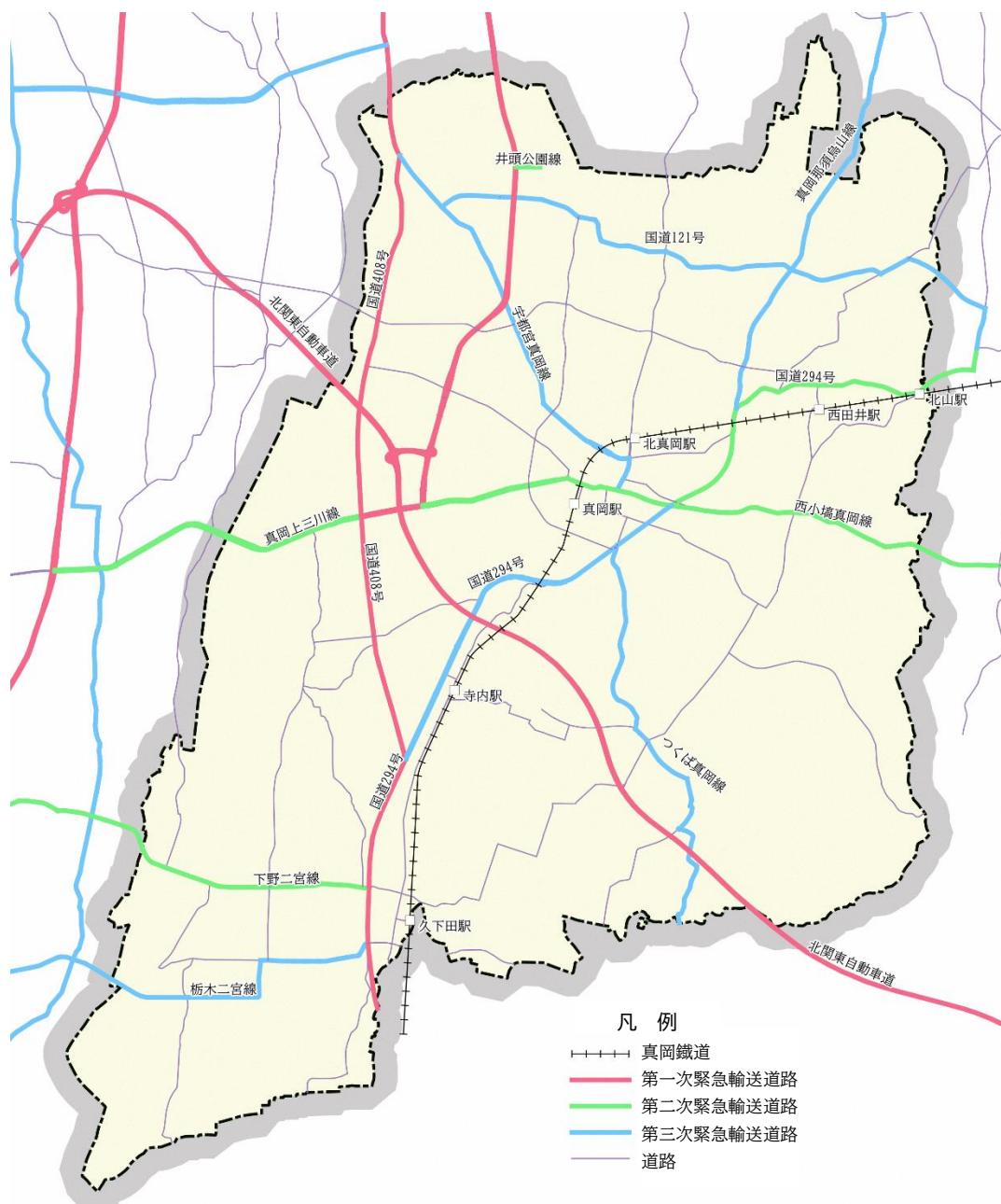
① 緊急輸送道路、広域交通網

緊急輸送道路は、右表に示す国道、主要地方道、一般県道の主要道路が指定されています。

これらの道路は市内の生活・産業の基幹的なネットワーク軸であるとともに、平時・非常時のライフラインやサプライチェーンを支える広域交通網としても機能する重要な路線となっています。

緊急輸送道路	道路種別	路線名
第一次緊急輸送道路	高速自動車国道	北関東自動車道
	国道	国道294号
		国道408号 国道408号バイパス
第二次緊急輸送道路	国道	国道294号
	主要地方道	真岡上三川線(47号線)
	一般県道	西小埜真岡線(257号線)
		井頭公園線(276号線) 下野二宮線(310号線)
第三次緊急輸送道路	国道	国道121号
	主要地方道	国道294号
		栃木二宮線(44号線)
		つくば真岡線(45号線)
		宇都宮真岡線(46号線)
		真岡那須烏山線(61号線)

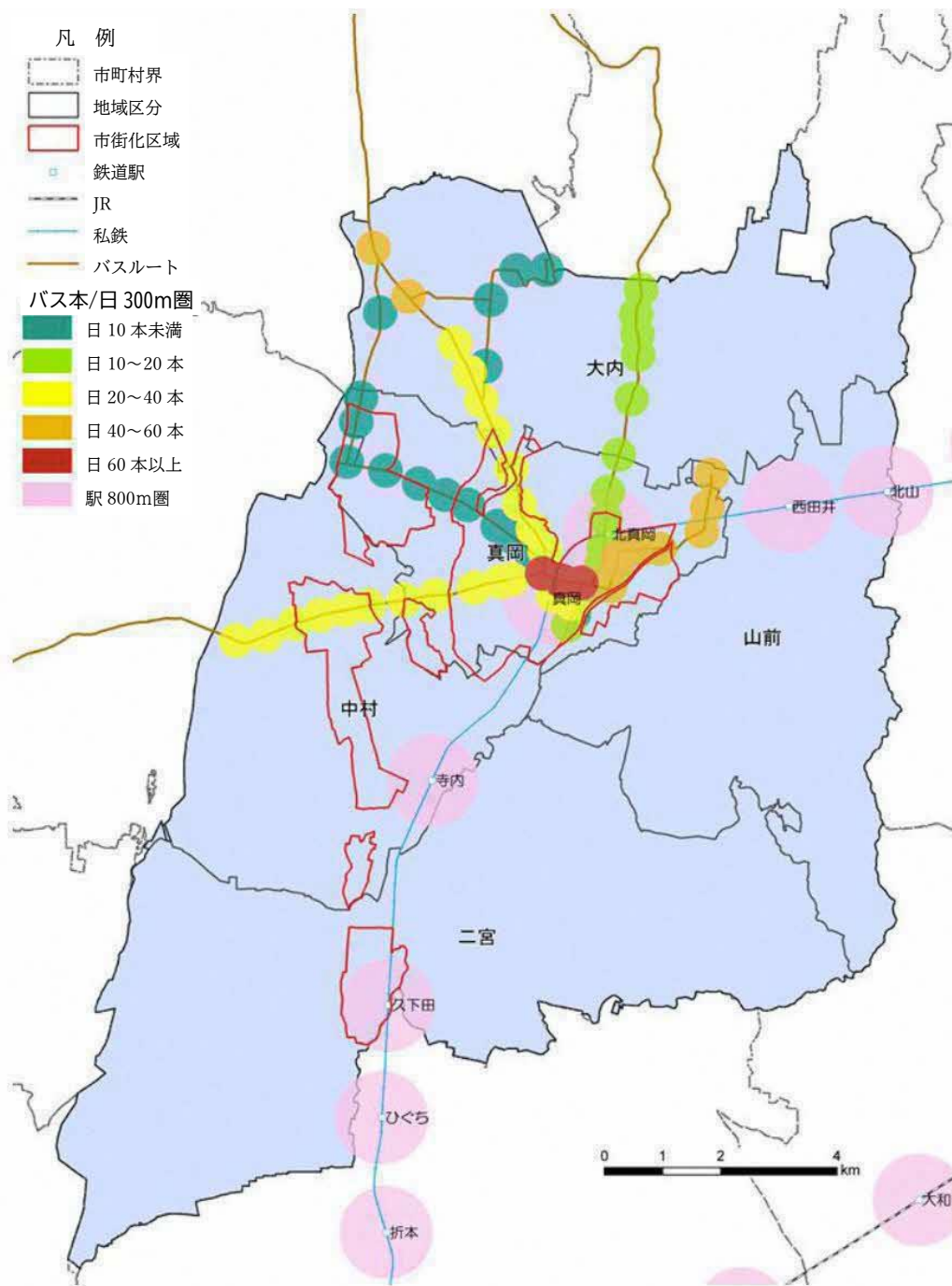
【緊急輸送道路・広域交通網】



② 都市交通

市内には、真岡鐵道が6駅（久下田駅～北山駅）設置されています。路線バスは、市街地と宇都宮市を結ぶ4路線、JR石橋駅を結ぶ1路線が運行されており、これらの路線との接続や市街地を中心とした公共交通を補う形で、いちごタクシー（デマンドタクシー）やいちごバス（コミュニティバス）が運行しています。

【都市交通の現状】



出典：真岡市立地適正化計画

2-3 想定される主な災害

(1) 地震

① 地震規模・震源等の想定

真岡市地域防災計画では、本市に最も甚大な被害をもたらす地震として、以下の地震規模、震源を想定しています。

想定地震名	地震規模	震源
想定真岡市直下地震	M6.9	真岡市直下 (市役所直下)

注) 真岡市地域防災計画に基づき設定

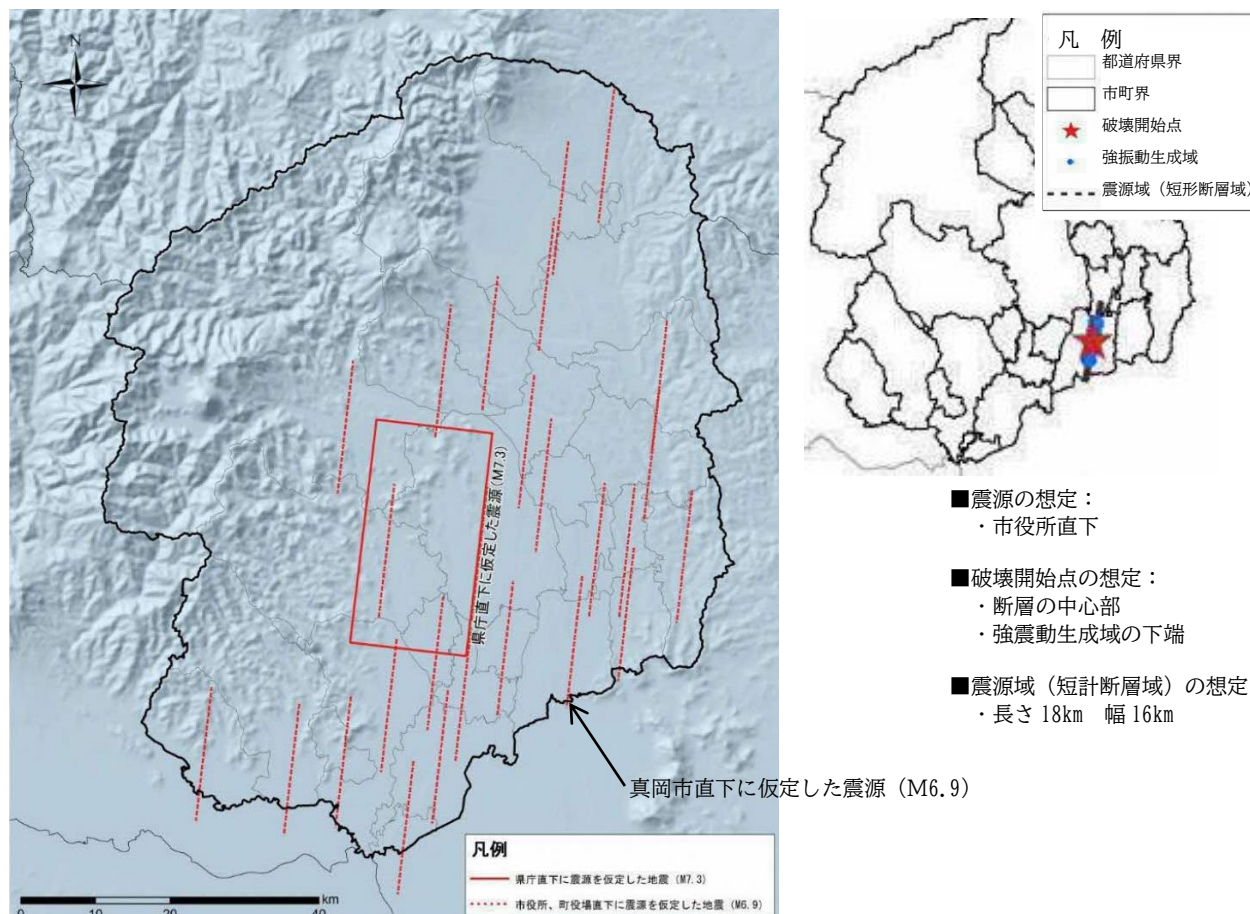
注) 真岡市地域防災計画における地震規模・震源は、平成 25 年栃木県地震被害想定調査(地震シミュレーションの実施により人的・建物・その他の被害規模を全県域で想定した調査)に基づいた設定となっている。

【真岡市地域防災計画における地震規模・震源等の設定に関する基本的な考え方】

○真岡市で大地震が発生しやすいということではありません。

○参考とする栃木県の防災計画は、国の設定を踏まえるとともに、地震に活断層が認められていなかった地域で発生した最大級の地震である鳥取県西部地震(2000年、M7.3)としていますが、本市の地域防災計画では被害規模の大きい真岡市直下に震源を仮定したM6.9を参考としています。

【栃木県の地震シミュレーションにおける想定条件：震源の想定位置図】

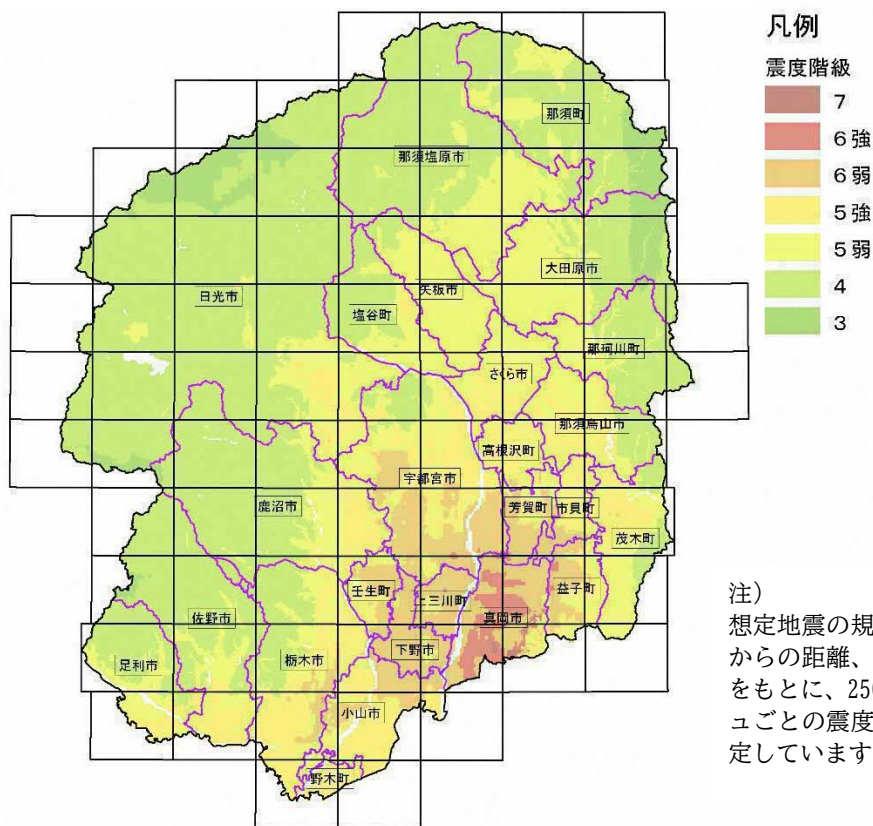


出典：栃木県地震被害想定調査

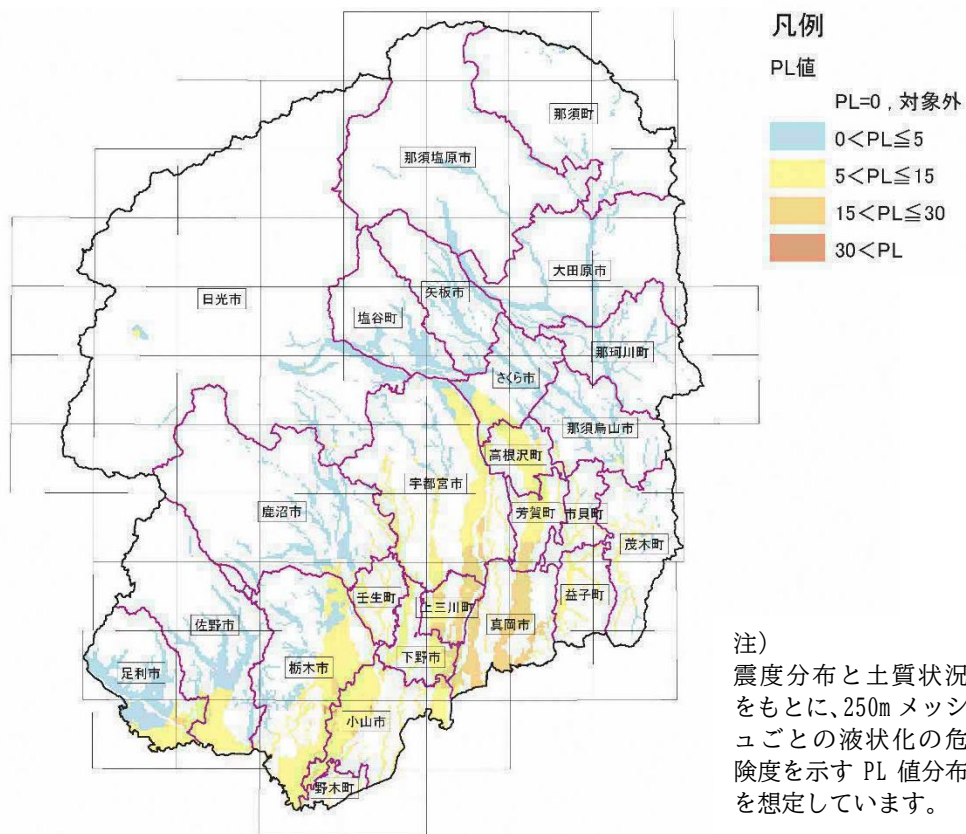
※以下、栃木県の地震シミュレーションにより真岡市直下に震源を想定した場合の試算

出典：栃木県地震被害想定情報（栃木県地震被害想定調査結果）

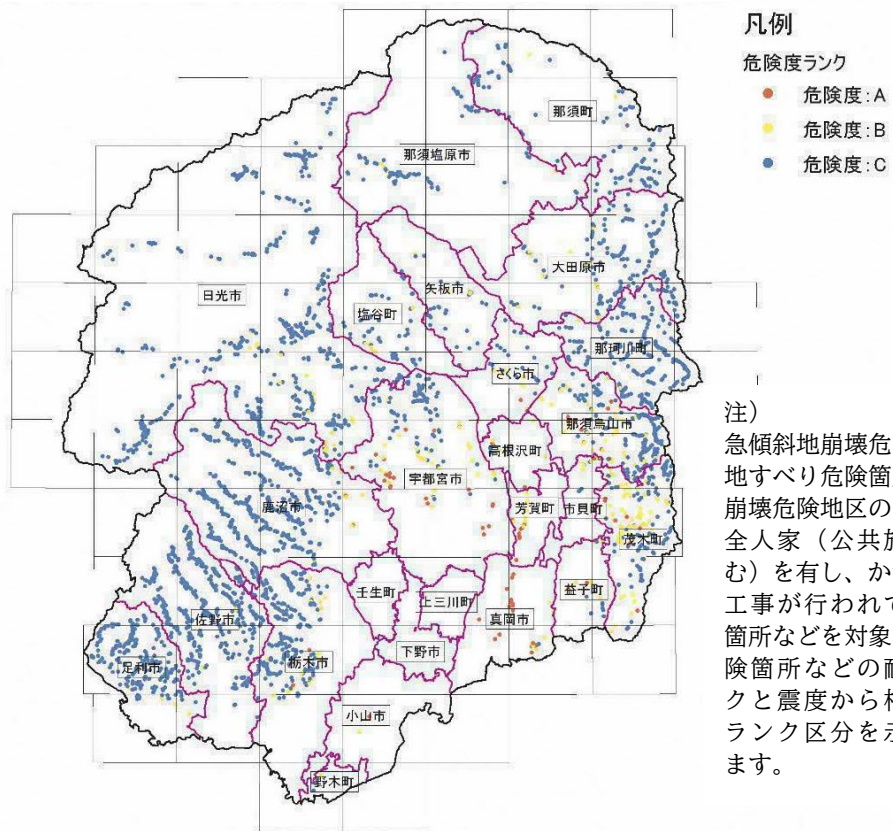
【地震度の想定】



【液状化の想定】



【土砂災害（急傾斜地崩壊危険箇所）の想定】



【土砂災害（山腹崩壊危険地区）の想定】



② 被害の想定結果

真岡市地域防災計画によると、想定被害については、平成 25 年栃木県地震被害想定調査において、計測震度、液状化、土砂災害予測、建物被害、人的被害、ライフライン被害、機能被害等について予測されたものを参考に、下表のように推計しています。

【栃木県の地震シミュレーションに基づく、真岡市直下地震を想定した場合の被害の想定結果】

被害区分		単位	数量		
建物被害	液状化	棟	31	3,835	
	地振動	棟	3,666		
	土砂災害	棟	3		
	火災	棟	135		
人的被害	死者数	建物倒壊等	人	235	238
		土砂災害	人	0	
		火災	人	3	
	負傷者数	建物倒壊等	人	2,438	2,443
		土砂災害	人	0	
		火災	人	5	
	うち、重傷者数	建物倒壊等	人	410	411
		土砂災害	人	0	
		火災	人	1	
ライフライン被害（直後）	上水道被害（断水人口）	人	63,271		
	下水道被害（支障人口）	人	13,519		
	電力被害（停電件数）	軒	6,012		
	通信被害（固定電話不通回線数）	回線	3,506		
避難者数（当日・1日後）	避難所避難者	人	8,330		
	避難所外避難者	人	5,553		

注) 真岡市地域防災計画に基づき作成

注) 真岡市地域防災計画における地震被害の想定は、平成 25 年栃木県地震被害想定調査（地震シミュレーションの実施により人的・建物・その他の被害規模を全県域で想定した調査）に基づいた設定となっている。

注) 被害想定における発生ケース（季節・時刻等）の設定：

平成 25 年栃木県地震被害想定調査においては、建物被害、人的被害は、人的被害が最も大きくなる「冬」「深夜」「風速 10m/s」の場合の被害を、その他の被害は、各項目で最も被害が大きくなる「冬」「18時」「風速 10m/s」の場合を想定している。

③ 首都直下地震による被害の想定について

本市は、国が指定する首都直下地震が発生した際に震度 6 弱以上になる地域*¹である「首都直下緊急対策区域」に含まれています。

* 1 震度 6 弱以上になる地域：関係都府県等が管轄地域内の防災対策を検討するために個別地域の情報を踏まえて実施した被害想定や防災アセスメントの結果、震度 6 弱以上となる市区町村を含む

(2) 洪水（洪水浸水想定区域）

本市を流れる一級河川小貝川や鬼怒川、五行川は洪水予報指定河川*²であり、市内に広く洪水浸水想定区域が指定され、特に真岡地域の市街化区域では高い想定浸水深が設定されています。

*² 洪水予報指定河川：流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大または相当な損害を生じる恐れがある河川（水防法に基づく）。

(3) 土砂災害（土砂災害警戒区域等）

本市では、急傾斜地の崩壊や土石流により被害のおそれがある地区に対し、土砂災害警戒区域*³（66区域）と土砂災害特別警戒区域*⁴（45区域）が指定されています（令和2年2月末時点）。この他、一部の地区においては、急傾斜地崩壊危険区域*⁵が指定されています。

*³ 土砂災害警戒区域：土砂災害（土石流・地滑り・急傾斜地の崩壊など）が発生した場合、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく）。

*⁴ 土砂災害特別警戒区域：土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域をいう。

*⁵ 急傾斜地崩壊危険区域：崩壊するおそれのある急傾斜地（傾斜度が30度以上の土地をいう）で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に被害のおそれのあるものをいう。また、これに隣接する土地のうち、急傾斜地の崩壊が助長・誘発されるおそれがないようにするため、一定の行為制限の必要がある土地の区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく）。

【土砂災害警戒区域等の指定状況】

（○：指定あり）

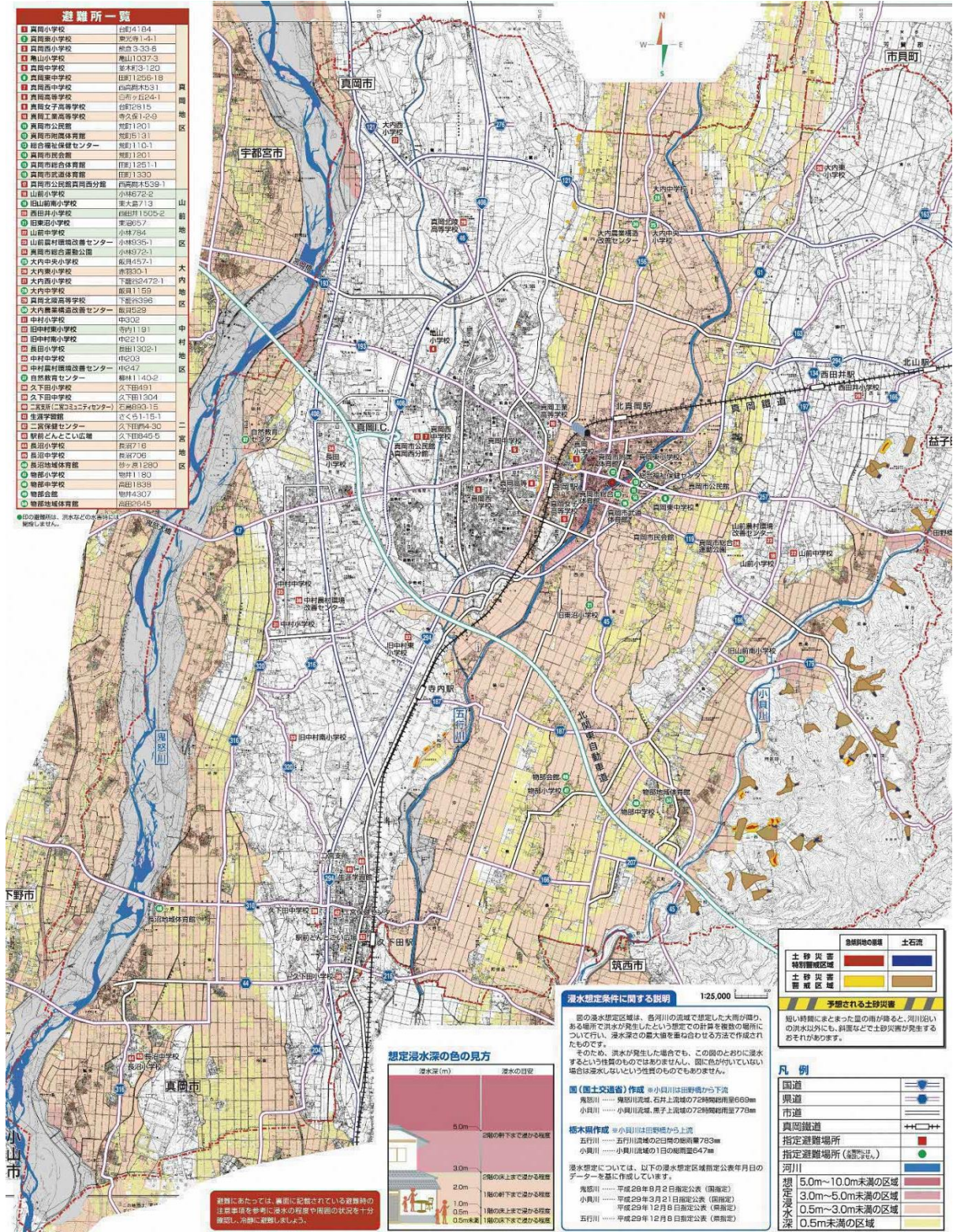
地区名称	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	急傾斜地崩壊危険区域
	急傾斜地の崩壊	土石流		
真岡地域	1 西郷大田山	○	-	○
	2 西郷雷神社南側	○	-	○
	3 並木町	○	-	-
	4 台町	○	-	○
	5 田町	○	-	○
山前地域	6 南高岡・須釜	○	○	○
	7 根本山南側	○	○	○
	8 根本山北側	○	-	-
	9 西田井	○	○	○
大内地域	10 青谷	-	○	○
	11 上大田和	○	-	○
中村地域	12 堀内	○	-	○
	13 中	○	-	○
二宮地域	14 下大沼	○	-	-
	15 大和田	○	-	○
	16 久下田	○	-	○
	17 阿部岡・水戸部・三谷	○	○	○

注）土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域は「真岡市土砂災害ハザードマップ」に基づく

注）急傾斜地崩壊危険区域は、栃木県が公表する「急傾斜地崩壊危険区域の指定」に基づく

出典：真岡市土砂災害ハザードマップ（地区別）【平成26年3月作成】

【真岡市防災マップ2018（平成30年7月作成）】



避難所一覧

施設名	住所	所属地区
真岡小学校	台町4184	真岡地区
真岡南小学校	南町1461	真岡地区
真岡西小学校	南町3336	真岡地区
真岡南中学校	南町10373	真岡地区
真岡中学校	並木町3-120	真岡地区
真岡南中学校	田町1258-118	真岡地区
真岡南高等学校	南町1251	真岡地区
真岡女子高等学校	台町2815	真岡地区
真岡工業高等学校	幸久谷1-2-9	真岡地区
真岡市公民館	南町1201	真岡地区
真岡市南地区体育館	南町1531	真岡地区
総合福祉保健センター	南町110-1	真岡地区
真岡市民会館	南町1201	真岡地区
真岡市総合体育館	南町1251-1	真岡地区
真岡市総合体育館	南町11300	真岡地区
真岡市公民館真岡西分館	西内町4539-1	真岡地区
山前小学校	小舟672-2	山前地区
山前南小学校	東大津713	山前地区
山前西小学校	南町11925-2	山前地区
山前中学校	手3057	山前地区
山前南中学校	小舟784	山前地区
山前農村福祉センター	小舟395-1	山前地区
真岡市総合運動公園	南町723	山前地区
大内中央小学校	飯沼457-1	大内地区
大内東小学校	南330-1	大内地区
大内南小学校	下道2475-1	大内地区
大内西小学校	南町11359	大内地区
真岡北高等学校	下道9398	大内地区
大内農業福祉センター	飯沼529	大内地区
中村小学校	南903	中村地区
中村南小学校	南町11301	中村地区
中村南小学校	南町210	中村地区
南田小学校	南田1302-1	中村地区
中村中学校	南903	中村地区
中村農村福祉センター	南947	中村地区
久下田小学校	南町1140-2	二宮地区
久下田中学校	久下田491	二宮地区
二宮南小学校	久下田304	二宮地区
二宮南中学校	久下田115-1	二宮地区
二宮福祉センター	久下田430	二宮地区
駅前とんこい広場	久下田455	二宮地区
長沼小学校	長沼718	二宮地区
長沼中学校	長沼708	二宮地区
長沼南小学校	物1180	二宮地区
物部小学校	物1180	二宮地区
物部中学校	南田1838	二宮地区
物部公民館	南田1837	二宮地区
物部福祉センター	南田945	二宮地区

想定浸水深の色の見方

浸水深 (m)	浸水の目安
5.0m	2階の軒下まで浸かる程度
3.0m	1階の床下まで浸かる程度
2.0m	1階の床下まで浸かる程度
1.0m	1階の床下まで浸かる程度
0.5m	1階の床下まで浸かる程度
0.5m未満	1階の床下まで浸かる程度

浸水想定条件に関する説明

この浸水想定区域は、香河川の流域で想定した大雨が降り、ある場所まで洪水が発生したという想定での計算を複数の場所について行い、浸水深の最大値を算出した上で算出されたものです。

そのため、洪水が発生した場合でも、この図のとおり浸水するとは限りません。逆に色が付いていない場合は浸水しないという性質のものでもありません。

国（国土交通省）作成 ※小貝川は田沼橋から下流
 真岡川 ―― 真岡川流域、石井上流域の2時間降雨量65.0mm
 小貝川 ―― 小貝川流域、黒子上流域の2時間降雨量77.0mm

栃木県作成 ※小貝川は田沼橋から上流
 五行川 ―― 五行川流域の2時間降雨量74.0mm
 小貝川 ―― 小貝川流域の1日の降雨量64.7mm

浸水想定については、以下の浸水想定区域指定公表年月日のデータに基づいています。

真岡川 ―― 平成28年9月2日指定公表（国指定）
 小貝川 ―― 平成29年9月2日指定公表（国指定）
 五行川 ―― 平成29年12月8日指定公表（県指定）
 小貝川 ―― 平成29年12月8日指定公表（県指定）

色	色調別の意味	土石流
赤	土砂災害特別警戒区域	赤
黄	土砂災害警戒区域	黄
黄緑	予想される土砂災害	黄緑

短い時間にまとまった量の雨が降ると、河川沿いの洪水以外にも、斜面などで土砂災害が発生するおそれがあります。

凡例

- 国道
- 県道
- 市道
- 真岡鉄道
- 指定避難場所
- 指定避難場所（避難所は避難所として表示）
- 河川

想 5.0m~10.0m未満の区域
 定 3.0m~5.0m未満の区域
 浸 0.5m~3.0m未満の区域
 水 0.5m未満の区域
 深

避難にあたっては、事前に記載されている避難時の注意事項を参考に、浸水の程度や南田の状況を十分確認し、冷静に避難しましょう。

2-4 災害履歴

本市における過去の主な災害を下表に示します。

【風水害等】

年月日	原因	主被害地域	被害の概要【損害見積額】
昭和51年 (1976年) 9月9日	竜巻	田島、 東郷 地区	住家(全壊2棟、半壊6棟、一部損壊28棟) 非住家(全壊21棟、半壊10棟、一部損壊42棟) 【42,696千円】
昭和54年 (1979年) 10月19日	台風 (20号)		住家(全壊1棟、半壊2棟、一部損壊9棟) 非住家(全壊7棟、半壊17棟) 【10,242千円】
昭和57年 (1982年) 9月12~13日	台風 (18号)		床下浸水(16棟) 【66,504千円】※農産被害額
昭和61年 (1986年) 8月4~5日	台風及び その後の低 気圧による 大雨 (10号)	旧真岡 地内	床上浸水(78棟)、床下浸水(487棟) 田流出・埋没(7.0ha)、田冠水(670.3ha) 畑流出・埋没(2.1ha)、文教施設(3か所) 道路(84か所)、橋梁(6か所)、河川(35か所) 崖崩れ(4か所)、鉄道不通(1か所) 【1,138,974千円】※被害総額
		旧二宮 地内	床上浸水(52棟)、床下浸水(105棟) 崖崩れ(10か所)、石島大橋崩壊 罹災人員(207名) 【1,000,000千円】※被害総額
平成4年 (1992年) 9月4日	突風・竜 巻・雷を伴 う降雹	清水・ 赤羽 地区	住家(全壊1棟、一部損壊12棟) 非住家(全壊2棟、半壊6棟、一部損壊21棟) 【148,778千円】
平成6年 (1994年) 8月19日	突風被害	真岡・ 山前 地区	建物全壊・半壊・一部損壊(延べ60件)
平成13年 (2001年) 8月11日	大雨被害	田島 地区	床上浸水(9件)
平成24年 (2012年) 5月6日	竜巻	西田井 地区	住家(全壊6棟、大規模半壊1棟、半壊8棟、一部損壊121棟) 非住家(全壊45棟、半壊11棟、一部損壊124棟)
令和元年 (2019年) 10月12日	台風 (令和元年東 日本台風)		住家(一部損壊6棟) 非住家(8棟) ※災害救助法は適用されていない

【震災等】

年月日	原因	主被害地域	被害の概要【損害見積額】
平成23年 (2011年) 3月11日	地震 (東日本大震災)	市内 一円	住家(全壊12棟、半壊117棟、一部損壊14,190棟) 【1,836,829千円】※H23.12.16現在

出典：真岡市地域防災計画

第3章 地域計画策定の基本的な考え方

3-1 基本理念

国基本計画、県地域計画を踏まえ、いかなる災害等が発生しようとも、下記4つを目指し、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心なまちづくりを推進します。

- ① 市民の生命の保護が最大限図られること
- ② 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

3-2 基本目標

本市の強靭化を推進するために必要な事項として、国基本計画や県地域計画を踏まえ、以下の8つの基本目標を設定します。

- ① 人命の保護が最大限に図られること
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われること（それがなされない場合の必要な対応を含む）
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保すること
- ④ 必要不可欠な情報通信機能は確保すること
- ⑤ 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせないこと
- ⑥ 生活・経済活動に必要最小限の電気・ガス・上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させないこと
- ⑧ 地域社会・経済が迅速に再建・修復できる条件を整備すること

3-3 基本方針

本市を包含する県土全域における強靭化推進の視点を有する県地域計画の基本方針との調和に留意し、以下の方針に沿って強靭化を推進します。

■ 基本姿勢：

- ・人口減少や高齢化の更なる進展、各種社会資本の老朽化など、地域社会の経済情勢を踏まえた施策の推進
- ・女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に充分配慮した対策の実施
- ・「自助」「共助」「公助」を基本に、市民や民間事業者、関係機関等と適切な連携・役割分担を図り施策に取り組む

■ 適切な施策の組み合わせ：

- ・ハード対策とソフト施策の適切な組合せによる効果的な施策の推進
- ・非常時のみならず、平常における市民の安全安心に資する対策の推進

■ 効果的な施策の推進：

- ・施策の持続性に配慮した「選択と集中」による施策の重点化
- ・既存ストックの有効活用と効率的な維持管理による施策の推進
- ・限られた資金を最大限活用するための民間投資の促進

第4章 脆弱性評価

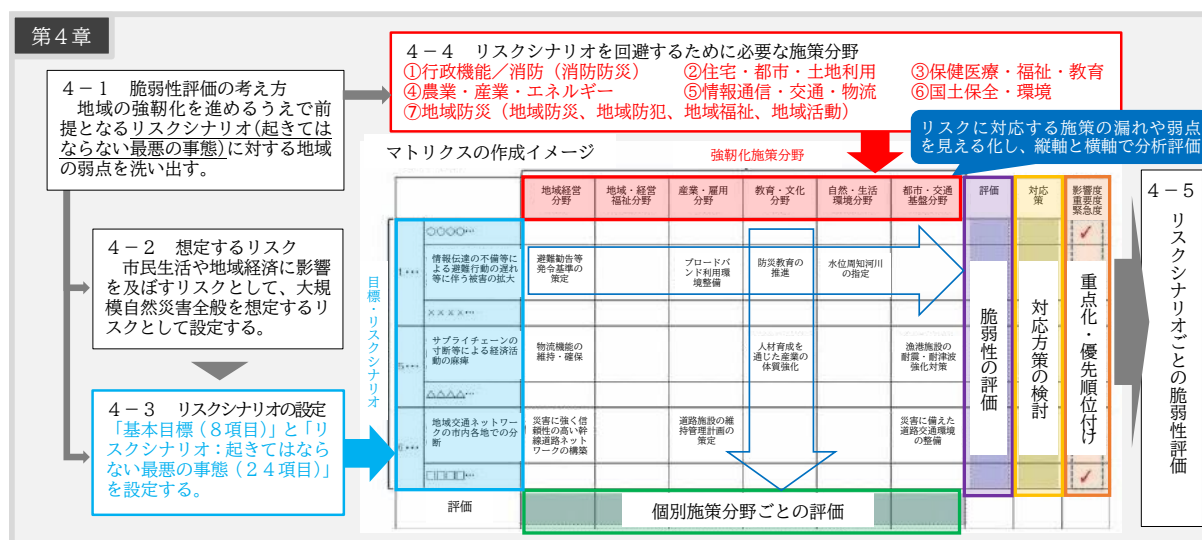
4-1 脆弱性評価の考え方

地域の強靭化を進めるうえで前提となるリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）に対する地域の弱点を洗い出します。

国基本計画、県地域計画では、基本法第17条第1項の規定に基づき、大規模自然災害等に対する脆弱性の分析・評価（以下「脆弱性評価」という。）の結果を踏まえ、国土強靭化に必要な施策の推進方針が定められています。

本計画の策定においても、以下の手順により脆弱性の評価を行い、強靭化のための推進方針を策定します。

【脆弱性評価：マトリックス作成による評価イメージ】



4-2 想定するリスク

国基本計画、県地域計画においては、「大規模自然災害全般」を想定するリスクとして設定しています。本市においても、近い将来に発生が予想される大規模地震をはじめ、台風、竜巻、がけ崩れ、異常降雪などの風水害が、市民生活や地域経済に影響を及ぼす主な災害によるリスクと捉えられるため、「大規模自然災害全般」を想定するリスクとして設定します。

4-3 リスクシナリオの設定

脆弱性評価は、基本法第17条第3項の規定に基づき、リスクシナリオを想定した上で行うものとされており、国基本計画や県地域計画との調和に留意しつつ、本市の地理的環境や地域特性を考慮して、「基本目標（8項目）」と「リスクシナリオ：起きてはならない最悪の事態（24項目）」を設定します。

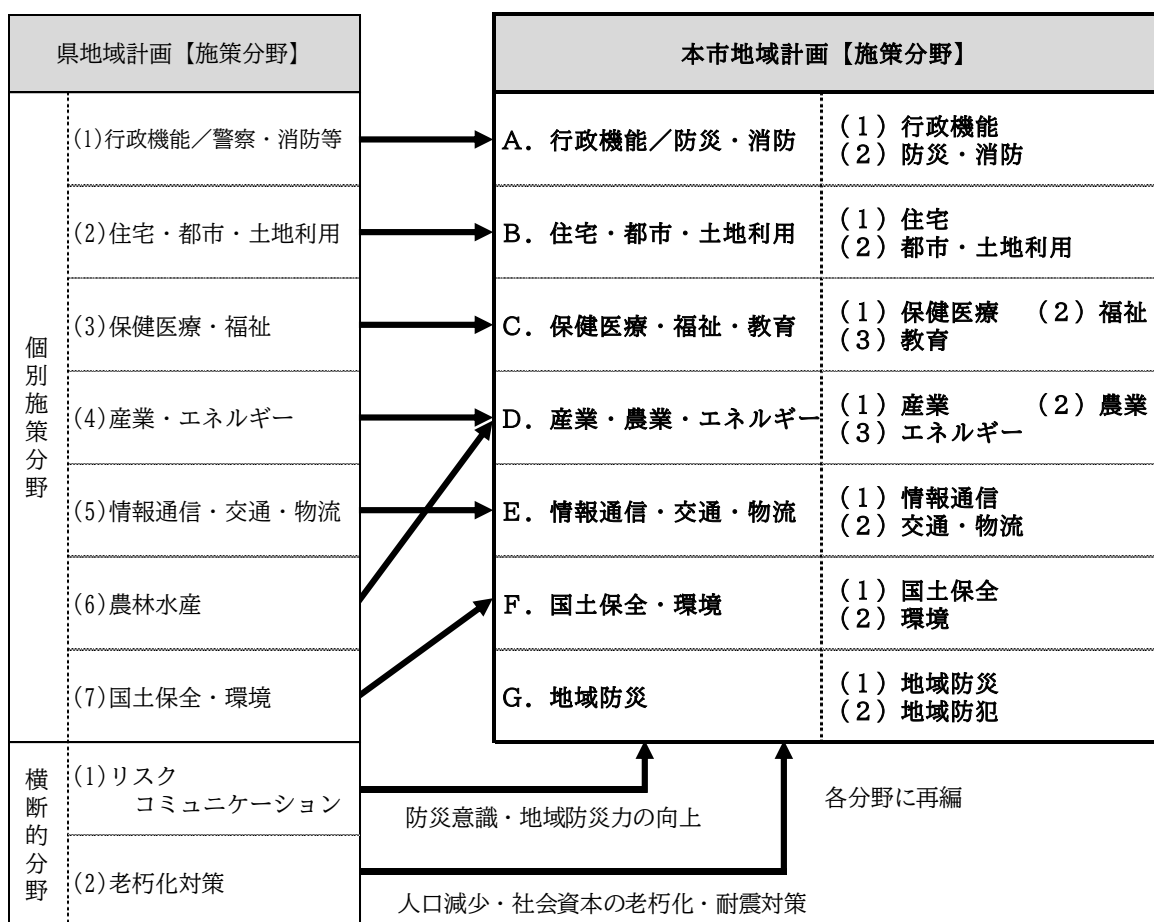
【本計画で想定するリスクシナリオ：24項目】

基本目標	リスクシナリオ番号 / リスクの内容	
1 人命の保護が最大限に図られること	1-1	建物等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
	1-2	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
	1-3	大規模な土砂災害・陥没等による多数の死傷者の発生
	1-4	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われること（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-3	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶、医療施設及び関係者の絶対的不足及び被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	2-4	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への飲料水・食糧等の供給不足
	2-5	被災地における感染症等の大規模発生
3 必要不可欠な行政機能は確保すること	3-1	市の職員、施設等の被災による機能の大幅な低下
4 必要不可欠な情報通信機能は確保すること	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
5 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせないこと	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の経済活動の停滞
	5-2	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止
	5-3	食料等の安定供給の停滞
6 生活・経済活動に必要最低限の電気・ガス・上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること	6-1	電力供給ネットワークや石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
	6-2	上水道等の長期間にわたる機能停止
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
7 制御不能な二次災害を発生させないこと	7-1	ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-2	有害物質等の大規模拡散・流出
	7-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

4-4 リスクシナリオを回避するために必要な分野

本計画での施策分野の設定においては、強靱化に向けた取組の一体的・効果的な推進を図るため、国基本計画や県地域計画との対応関係や本市総合計画の施策分野との関係にも配慮し、下図に示す7つの分野とします。

【施策分野の対応関係】



4-5 リスクシナリオごとの脆弱性評価

前述において設定したリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態：24項目）に対する、本市の既往施策（関連事業・取組）の進捗状況や課題等の有無について、分析・評価を行いました。リスクシナリオごとの脆弱性評価結果については、次頁以降に示します。

目標1 人命の保護が最大限に図られること

1-1 建物等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

1) 住宅・建築物の耐震化

- ・大規模地震の切迫性が指摘されているなか、昭和56年5月以前に建築された住宅は耐震性能を満たしていない恐れが高いため、引き続き、効果的な普及啓発を行うとともに、国の支援制度等を有効活用し、住宅及び防災上重要な建築物や多数の者が利用する建築物の耐震化の促進を図る必要があります。
- ・地震発生時等におけるブロック塀等の倒壊による被害を軽減するとともに、避難活動や消火・救助活動等の障害とならないよう、倒壊の恐れのある塀の撤去等の促進を図る必要があります。

2) 社会資本の老朽化対策

- ・高度経済成長期に集中的に整備された公共施設等の社会資本が、今後一斉に老朽化し大規模修繕や建替えの時期を迎えることになり大きな財政負担が想定されています。災害に備えるため、全体的かつ長期的な視点から、効率的な維持管理や建替えを計画的に行っていく必要があります。

3) 老朽空き家等対策

- ・災害時の倒壊等による被害防止のため、市内の管理不十分な空き家等について、所有者や管理者に対する適切な管理の促進を図り、危険な空き家等を削減するための「特定空き家等の認定」や「除却するための補助制度の整備」を図る必要があります。また、空き家の老朽化を未然に防止するため、空き家バンク等による空き家利活用の促進を図る必要があります。

4) 市街地整備

- ・本市では、これまで土地区画整理事業を主体とした都市基盤整備に積極的に取り組み市街地整備を進めてきましたが、中心市街地では住宅が密集し緊急車両が通行できない狭い道路が多数存在しており、建物倒壊・火災等の災害時における避難活動や消火・救助活動等への支障が懸念されるため、災害に対する予防や発生時における応急対策（防災・減災）、更に速やかな復旧・復興に資する市街地整備を促進していく必要があります。

5) 火災予防に関する啓発活動、地域の消防力確保

- ・災害発生時に、迅速かつ的確に消火・救助活動が行えるよう、防災拠点となる消防施設の機能の確保に向けた消防庁舎の維持や更新を図る必要があります。
- ・平常においても、火災による被害の未然防止や軽減するため、防火思想の普及徹底及び消防体制の充実強化を図る必要があります。

6) 市営住宅の長寿命化

- ・災害時における居住者の安全性の確保や市営住宅の被害の軽減を図るため、老朽化が進んでいる市営住宅の計画的な修繕や建替えによる長寿命化を図り、安全で良好な居住性を備えた市営住宅を確保していく必要があります。

1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

1) 河川改修等の治水対策

- ・災害発生時においても市民の生命・財産を守るため、治水対策による防災・減災対策を推進するとともに、堆積土除去などによる河川の安全性を高め、準用河川やこれに準ずる小河川などの改修や維持管理を適切に行う必要があります。
- ・異常な兆候の早期発見により災害の未然防止を図るため、異常気象や事故発生時の対応マニュアル等を整備し、必要な防災情報を随時入手できる体制強化や、洪水ハザードマップ等を有効活用し、浸水想定区域内の市民に対して周知を図ることで、洪水から円滑に避難できるよう、支援する必要があります。
- ・集中豪雨等による市街地等における浸水被害の解消を図るため、関係機関と連携しながら対策を行う必要があります。

2) 河川管理施設の長寿命化対策

- ・災害に備え、樋門・樋管等の計画的かつ効果的な維持管理や、施設の長寿命化を行う必要があります。

3) 雨水管渠の整備

- ・浸水時の被害を最小限に抑え、市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、公共下水道（雨水）未整備地区の管渠整備を推進する必要があります。

1-3 大規模な土砂災害・陥没等による多数の死傷者の発生

1) 土砂災害警戒避難体制の整備

- ・災害時に土砂災害から市民が円滑に避難できるよう、平時から土砂災害に関する情報の提供やハザードマップの有効活用を推進する必要があります。
- ・災害時において円滑に避難を行うため、警戒避難体制の整備を図り、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報などを伝達できるよう、平時から土砂災害に対する避難訓練を実施する必要があります。

1-4 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

1) 防災意識の高揚、防災教育の実施

- ・市民の地域とのつながりが希薄化しており、災害発生時に近隣の住民から要支援者への声掛けや情報伝達、避難行動の支援など、配慮すべき共助活動の維持継続が困難な事態が懸念されるため、情報伝達、避難誘導等を迅速に行える体制を整備する必要があります。
- ・市民を対象に、出前講座のメニューに防災に関する講座を設けているものの利用回数が少ない等の課題を抱えているため、さらなる災害に備えた意識啓発、教育、地域づくりを実施していく必要があります。

2) 地域防災力の向上

- ・自治会加入率の減少は依然として続いており、自主防災組織の活動の希薄化や役員等の担い手不足、高齢化により、事業の運営継続が難しくなっているなど、地域防災力を高めるためにも、各地区における活動のさらなる活性化を図る必要があります。

3) 情報の収集・伝達体制の確保

- ・災害発生時に関係機関と速やかに連携できるよう、防災訓練や情報伝達訓練を定期的実施するとともに、防災協定締結の推進、防災関係機関との連携を密に行う必要があります。

4) 市民等への災害情報の伝達

- ・災害時においても、市民が必要とする情報を迅速かつタイムリーにもれなく発信するため、放送通信設備等の適切な保守管理を行う必要があります。また、防災行政無線の屋内での難聴対策や避難所等における公衆無線 LAN (Wi-Fi) の環境整備を図る必要があります。さらに、電力供給停止等による放送中断により、災害情報が必要な人に伝達できない事態に陥らないよう対策を講じる必要があります。

5) 避難行動要支援者等への対応

- ・避難行動要支援者に対して、名簿作成や情報伝達、避難誘導等の迅速な対応が可能な体制の整備や公共施設のバリアフリー化等の対策を行い、災害時における全面的な安全確保を図る必要があります。

6) 外国人対策

- ・外国人の防災意識を高めるため、住民間の国際交流を促進し、危機意識の相互理解や共通認識を深める必要があります。また、真岡市国際交流協会によるフェイスブックを活用した情報発信は、ごく一部の住民に限定されているため、今後対象を広げていく必要があります。
- ・災害発生時には外国人の安全確保や避難所での生活支援が必要となるため、本市の災害時外国人サポーターに加え、栃木県国際交流協会や近隣市町等からサポーター派遣を要請する必要があります。

目標 2 救助・救急・医療活動が迅速に行われること (それがなされない場合の必要な対応を含む)

2-1 被災地での食料、飲料水等生命に関わる物資供給の長期停止

1) 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備

- ・災害時に備え、非常用電源設備の整備、燃料等必要な物資を確保しておく必要があります。また、物資、資機材の数量管理を適切に行うため、防災備蓄倉庫及び防災資機材の整備を図る必要があります。

2) 緊急輸送体制の整備

- ・災害時に備え、関係機関と連携した迅速かつ的確な情報収集が行える体制の確保や、広域消防応援隊、緊急消防援助隊の受援体制の強化、不足する風水害・土砂災害対策用品の確保、多数の人員・資器材の現場投入が必要な場合に搬送できる車両の確保など、緊急輸送体制の整備を図る必要があります。

3) 緊急輸送道路等の整備

- ・災害時に、緊急物資の輸送など効果的な輸送活動を行うため、緊急輸送道路の整備とともに緊急輸送道路とネットワークを形成する市道や橋梁についてもあわせて整備・改修を図る必要があります。

4) 水道施設の耐震化等

- ・災害時にも安全で安定した水道水を供給するため、老朽化が進行している管路や浄水場等の水道施設の耐震化を図る必要があります。また、供用開始後、長年使用し取水量が減少した取水井の適正な維持管理に努めるとともに、新たな水源を整備する必要があります。浄水場等の電気・機械設備は、これまでの事後保全的な対応から、既に耐用年数を超過している設備を優先的に更新する予防保全型の維持管理を図る必要があります。
- ・災害時にも安全な水道水を供給できるよう、未普及地域に配水管を整備拡張する必要があります。

5) 都市機能の維持・誘導

- ・災害による物資供給の停滞・停止で市民生活の維持が困難にならないよう、拠点をつなぐ幹線道路等の機能確保により災害につよい都市基盤を整備するため、暮らしやすく魅力のある居住環境の整備と街並みの形成、中心拠点と地域拠点を結ぶ公共交通ネットワークの構築を図るとともに、居住や都市機能の適正な立地を促進していく必要があります。

2-2 警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

1) 相互応援体制の整備

- ・大規模災害時に発生が予想される同時かつ広範囲にわたる多数の被災者に対し、地域住民、市、県、防災関係機関が連携して迅速、適切に被災者の救助活動、傷病者の応急処置、救急搬送を行うための相互応援体制の整備を図る必要があります。

2) 消防広域応援体制の整備

- ・近隣市町と協定を締結し対応している広域消防応援受入については、災害時に備え、引き続き連携体制を持続していく必要があります。

2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶、医療施設及び関係者の絶対的不足及び被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

1) 医療関係機関との連携

- ・災害時の救急医療体制を確保するため、市は、医療機関等と緊密な連携により災害の状況に応じた適切な医療救護活動を行うための体制整備を図る必要があります。
- ・医療活動が医師や医薬品の不足により円滑に行えない場合に応援要請をして対処するなど、医療機関や防災関係機関と連携を密接に行い、医療体制の充実を図る必要があります。
- ・現状でも医療関係者が不足している状況にあるなか、災害時の救急医療体制の確保に向けて、栃木県地域医療構想に基づき芳賀赤十字病院や芳賀郡市医師会等の関係機関との連携強化に努める必要があります。
- ・負傷程度により治療の優先度を判定し、負傷者を振り分けるトリアージについては、休日夜間急患診療所や芳賀郡市医師会、芳賀赤十字病院と体制の整備を行う必要があります。

2) 医療機関におけるライフラインの確保

- ・拠点となる医療機関、関係機関と連携して、電気、ガス、水道等のライフラインや、医療従事者の確保、建物の耐震性の向上を図るなどにより、災害時における医療施設への円滑な供給体制を確保する必要があります。

3) 緊急輸送体制の整備（再掲）

- ・災害時に備え、関係機関と連携した迅速かつ的確な情報収集が行える体制の確保や、広域消防応援隊、緊急消防援助隊の受援体制の強化、不足する風水害・土砂災害対策用品の確保、多数の人員・資器材の現場投入が必要な場合に搬送できる車両の確保など、緊急輸送体制の整備を図る必要があります。

4) 都市機能誘導施設（医療機能）の維持・誘導

- ・災害時に備え、医療施設の絶対的不足が生じないようにするため、「真岡市立地適正化計画」に基づき、都市機能誘導区域内にある医療施設の機能の維持とともに、新たな施設の誘導を推進していくことで、災害に強い都市づくりを進める必要があります。

2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への飲料水・食糧等の供給不足

1) 関係機関等との連携強化

- ・災害時に備え、市内の公共施設を中心とする避難所の指定や、避難の基準としてタイムラインを作成し住民への避難情報発令の判断基準を整備していますが、必要に応じて見直しを図る必要があります。
- ・公共交通機関が停止し帰宅困難者が発生した場合に備え、情報提供や連絡体制の整備、避難所の開設、代替輸送手段の確保など、平常から県や公共交通機関等と連携し、帰宅困難者の受け入れ態勢を整備する必要があります。

2) 事業所等における備蓄の促進

- ・災害発生時等において、帰宅困難者が発生した場合、交通機関や観光施設、事業所等においては、一時的に、その施設や事業所内に利用者、従業員等を留めておくことが必要になることから、飲料水や食料等の緊急物資の備蓄を促進する必要があります。

2-5 被災地における感染症等の大規模発生

1) 公共下水道施設及び農業集落排水施設の耐震化等及び長寿命化

- ・大規模地震発生時に下水道施設の機能停止による公衆衛生問題や、施設の破損による交通障害の発生を防止するため、管路及び処理場等の施設の耐震化を図る必要があります。また、下水道施設全体の今後の老朽化に対応するため、施設の長寿命化を推進する必要があります。

2) 合併浄化槽への設置替えの推進

- ・災害時の感染予防のため、浄化槽設置補助金等による合併浄化槽への設置替えを推進する必要があります。

3) 感染症等予防対策

- ・災害時における感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から市民への広報活動や予防接種の接種勧奨を継続して行う必要があります。

目標3 必要不可欠な行政機能は確保すること

3-1 市の職員、施設等の被災による機能の大幅な低下

1) 防災拠点機能の確保・防災上重要な市有建築物の耐震化

- ・大規模災害発生時における迅速かつ的確な災害応急対策の重要な役割を担う防災拠点の機能を確保するため、災害時の拠点施設及び防災上重要となる市有建築物の耐震性、老朽化に対して改築・改修・維持補修を実施するなど、長寿命化を図る必要があります。

2) 業務継続体制の整備

- ・「真岡市業務継続計画」、「新型インフルエンザ対応業務継続計画」について実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定などを行う必要があります。

3) 相互応援体制の整備（再掲）

- ・大規模災害時に発生が予想される同時かつ広範囲にわたる多数の被災者に対し、地域住民、市、県、防災関係機関が連携して迅速、適切に被災者の救助活動、傷病者の応急処置、救急搬送を行うための相互応援体制の整備を図る必要があります。

4) 職員に対する防災教育

- ・災害時に迅速かつ的確な対応を行うため、災害対応に関するマニュアルの策定により、災害対応業務の標準化の推進や、防災訓練や座談会など研修・訓練を通して、職員の防災知識の啓発とともに災害対応能力の向上を図る必要があります。

目標 4 必要不可欠な情報通信機能は確保すること

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

1) 電源の確保

- ・災害時における迅速かつ的確な情報の収集、伝達体制を確保するため、通信施設に被害が発生した場合に備え、防災関係機関と連携して、非常電源、予備機等の設置に努め、災害時でも安定した電源を確保する必要があります。

2) 情報の収集・伝達体制の確保（再掲）

- ・災害発生時に関係機関と速やかに連携できるよう、防災訓練や情報伝達訓練を定期的実施するとともに、防災協定締結の推進、防災関係機関との連携を密に行う必要があります。

3) 市民等への災害情報の伝達（再掲）

- ・災害時においても、市民が必要とする情報を迅速かつタイムリーにもれなく発信するため、放送通信設備等の適切な保守管理を行う必要があります。また、防災行政無線の屋内での難聴対策や避難所等における公衆無線 LAN (Wi-Fi) の環境整備を図る必要があります。さらに、電力供給停止等による放送中断により、災害情報が必要な人に伝達できない事態が発生しないようにする必要があります。

目標 5 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせないこと

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の経済活動の停滞

1) 事業者における事業継続計画（BCP）の促進

- ・全国初の「BCP（事業継続計画）策定推進都市」である本市では、地震や大雨などの災害に備え、被害を最小限に抑えることで一刻も早い事業活動の復旧及び経営の安定化による事業継続を可能とするため、市内事業者への BCP(事業継続計画) の積極的な策定支援を推進していく必要があります。

2) 新産業団地の整備

- ・既存工業団地と接続するよう産業団地を新たに造成することで、相互補完機能が働き、産業ネットワークの強靱化が期待できることから、災害時における企業の経済活動の停滞を防止するため、産業団地の造成とともに優良企業の誘致に向けた取組を推進する必要があります。

5-2 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止

1) 道路の防災・減災対策

- ・地域住民より多くの要望が寄せられている生活道路は、限られた予算の中で、道路の重要性や緊急性、利用状況、事業効果などを考慮したうえで、災害時に備えるための整備を進めていく必要があります。また、「真岡市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋梁の修繕工事などの老朽化対策についても計画的に進めていく必要があります。

2) 緊急輸送体制の整備（再掲）

- ・災害時に備え、関係機関と連携した迅速かつ的確な情報収集が行える体制の確保や、広域消防応援隊、緊急消防援助隊の受援体制の強化、不足する風水害・土砂災害対策用品の確保、多数の人員・資器材の現場投入が必要な場合に搬送できる車両の確保など、緊急輸送体制の整備を図る必要があります。

3) 緊急輸送道路等の整備（再掲）

- ・災害時に、緊急物資の輸送など効果的な輸送活動を行うため、緊急輸送道路の整備促進を図るとともに、緊急輸送道路とネットワークを形成する市道や橋梁についてもあわせて整備・改修を図る必要があります。

4) 道路啓開体制の整備

- ・災害時において、途絶された緊急輸送道路及びその緊急輸送道路とネットワークを形成する市道を迅速に啓開し、緊急車両の通行ルートを確保するため、関係機関との連携を図り資器材の充実や、情報共有などの体制を強化する必要があります。

5) 交通結節点への連携強化

- ・災害時においても安全かつ円滑な輸送が確保できるよう、交通結節点や地域拠点をつなぐ幹線道路等の整備を推進する必要があります。
- ・災害時の交通結節点への輸送方法等について、関係機関と連携しながら整備する必要があります。

5-3 食料等の安定供給の停滞

1) 物資、資器材等の備蓄、調達体制の整備（再掲）

- ・災害時に備え、非常用電源設備の整備、燃料等必要な物資を確保していく必要があります。また、芳賀広域事務所、閉校となった小学校に分散して保管している物資、資器材の数量管理を適切に行うため、防災備蓄倉庫及び防災資器材の整備を図る必要があります。

2) 農業に係る生産基盤等の災害対応力の強化

- ・災害発生後においても食料等が安定的に供給できるよう、農業用水利施設の老朽化対策とともに適正な管理を行う必要があります。また、新規就農者の確保、農用地の有効利用、農業経営の効率化、都市と農村との交流など、強い農業づくりに向けた取組を進めていく必要があります。

目標 6 生活・経済活動に必要最低限の電気・ガス・上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること

6-1 電力供給ネットワークや石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

1) ライフラインの災害対応力の強化

- ・災害発生時におけるライフラインの機能の維持・確保や早期復旧を図るため、県及び電気、ガス、上下水道、電話等のライフライン関係機関と連携しながら、ライフラインの耐震性を強化するとともに、緊急時に備えた訓練の実施など、災害対応力を強化する必要があります。

2) エネルギーの安定供給

- ・長期停電を回避するための電源確保が重要であることから、内陸型火力発電所を核とした「スマートエネルギーもおか」の推進や住宅等における太陽光発電等の再生可能エネルギーの利活用、蓄電池の普及拡大などの取組を推進し、エネルギーの安定供給を図る必要があります。

6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止

1) 水道施設の耐震化等（再掲）

- ・災害時にも安全で安定した水道水を供給するため、老朽化が進行している管路や浄水場等の水道施設の耐震化を図る必要があります。また、供用開始後、長年使用し取水量が減少した取水井の維持管理に努めるとともに、新たな水源を整備する必要があります。浄水場等の電気・機械設備は、これまでの事後保全的な対応から、既に耐用年数を超過している設備を優先的に更新する予防保全型の維持管理を図る必要があります。
- ・災害時にも安全な水道水を供給できるよう、未普及地域に配水管を整備拡張する必要があります。

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

1) 公共下水道施設及び農業集落排水施設の耐震化等及び長寿命化（再掲）

- ・大規模地震発生時に下水道施設の機能停止による公衆衛生問題や、施設の破損による交通障害の発生を防止するため、管路及び処理場等の施設の耐震化を図る必要があります。また、下水道施設全体の今後の老朽化に対応するため、施設の長寿命化を推進する必要があります。

2) 合併浄化槽への設置替えの推進（再掲）

- ・災害時の感染予防のため、浄化槽設置補助金等による合併浄化槽への設置替えを推進する必要があります。

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

1) 道路の防災・減災対策（再掲）

- ・地域住民より多くの要望が寄せられている生活道路は、限られた予算の中で、道路の重要性や緊急性、利用状況、事業効果などを考慮したうえで、災害時に備えるための整備を進めていく必要があります。また、「真岡市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋梁の修繕工事などの老朽化対策についても計画的に進めていく必要があります。

2) 緊急輸送体制の整備（再掲）

- ・災害時に備え、関係機関と連携した迅速かつ的確な情報収集が行える体制の確保や、広域消防応援隊、緊急消防援助隊の受援体制の強化、不足する風水害・土砂災害対策用品の確保、多数の人員・資器材の現場投入が必要な場合に搬送できる車両の確保など、緊急輸送体制の整備を図る必要があります。

3) 緊急輸送道路等の整備（再掲）

- ・災害時に、緊急物資の輸送など効果的な輸送活動を行うため、緊急輸送道路の整備促進を図るとともに、緊急輸送道路とネットワークを形成する市道や橋梁についてもあわせて整備・改修を図る必要があります。

4) 交通結節点への連携強化（再掲）

- ・災害時においても安全かつ円滑な輸送が確保できるよう、交通結節点や地域拠点をつなぐ幹線道路等の整備を推進する必要があります。
- ・災害時の交通結節点への輸送方法等について、関係機関と連携しながら整備する必要があります。

5) 道路啓開体制の整備（再掲）

- ・災害時において、途絶された緊急輸送道路及びその緊急輸送道路とネットワークを形成する市道を迅速に啓開し、緊急車両の通行ルートを確保するため、関係機関との連携を図り資器材の充実や、情報共有などの体制を強化する必要があります。

6) 農道の整備

- ・農道については、幅員も狭く、農産物輸送にも支障を来たしている道路が多いことから、災害時においても効率的な農産物の輸送が図られるとともに、生活道路の利便性向上や、都市部と農村との交流促進などによる地域農業の振興を図るため、農業生産基盤を強化する必要があります。

目標 7 制御不能な二次災害を発生させないこと

7-1 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

1) 農業集落排水施設の老朽化対策等

- ・災害時の長期間にわたる機能停止を予防するため、真岡市農業集落排水処理施設の継続的な汚水処理機能の確保に向けて、老朽化対策及び広域化・共同化を推進していく必要があります。

2) 河川管理施設の長寿命化対策（再掲）

- ・災害に備え、樋門・樋管等の計画的かつ効果的な維持管理や、施設の長寿命化を行う必要があります。

7-2 有害物質等の大規模拡散・流出

1) 有害物質等の拡散・流出対策

- ・大規模災害時における有害物質の拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、事故発生を想定したマニュアルの整備を促進するなど、国や県と連携して対応する必要があります。また、事業所等に対して、関係機関と連携を図りながら定期的な立ち入り検査を行い、排水水質及び有害物質の管理体制を点検していく必要があります。

7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

1) 農地・農業用水利施設等の適切な保全管理

- ・農業・農村が有する国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能が発揮されるよう農地の保全活動を行うとともに、今後、国際競争の波が押し寄せてくる中で強い農業づくりを推進していくため、農業用水利施設の老朽化対策を進め、適正に管理していく必要があります。

2) 平地林の適切な保全

- ・平地林が有する水資源の涵養、自然環境の保全、良好な景観形成、土砂災害防止等の多面的機能の維持を図るため、林の間伐等の森林整備や治山対策、下草刈りや不要木の伐採、森林ボランティア等による保全活動や環境教育等の推進など、適切な維持管理を促進する必要があります。

目標 8 地域社会・経済社会が迅速に再建・回復できる条件を整備すること

8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
<p>1) 災害廃棄物処理体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none">・大規模災害時に発生する災害廃棄物の迅速かつ適正な処理及びリサイクルの推進、市民の生活環境の確保、早急な復旧・復興を推進するため、県や関係機関、廃棄物処理業者等と連携し、災害廃棄物等の処理体制の整備、処理施設における災害対策の強化等を図る必要があります。・危険物による災害を防止し、また災害発生時の被害拡大を防止するため、危険物取扱事業所、県、防災関係機関と連携して、予防対策を実施する必要があります。	
8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
<p>1) 復旧・復興を担う人材の確保</p> <ul style="list-style-type: none">・建設業における高齢化の進行や、離職者の増加、若年入職者の減少による担い手不足が続くことにより、技術継承の阻害が懸念されることから、県や関係機関等と連携して、将来の建設業を担う技能労働者等の育成・確保を図る必要があります。 <p>2) 災害ボランティアの活動体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none">・市民が自ら身の安全を確保するとともに、地域社会の一員として、地域の防災活動に積極的に協力するよう、防災意識の普及・啓発に努めるとともに、災害時の適正な判断力を養い、迅速な初動体制が確立できるよう、積極的に防災教育を行う必要があります。・平時からボランティア関連団体と相互の連絡・協力体制の整備を図るとともに、災害ボランティアの活動に関する情報交換を行い、社会福祉協議会と連携して対応し、ボランティア育成を推進する必要があります。	

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

1) 防災意識の高揚、防災教育の実施（再掲）

- ・市民の地域とのつながりが希薄化しており、災害発生時に、近隣の住民から要支援者への声掛けや情報伝達、避難行動の支援など、配慮すべき共助活動の維持継続が困難な事態が懸念されるため、情報伝達、避難誘導等を迅速に行える体制を整備する必要があります。
- ・市民を対象に、出前講座のメニューに防災に関する講座を設けているものの利用回数が少ない等の課題を抱えているため、さらなる災害に備えた意識啓発、教育、地域づくりを実施していく必要があります。

2) 地域防災力の向上（再掲）

- ・自治会加入率の減少は依然として続いており、自主防災組織の活動の希薄化や役員等の担い手不足、高齢化により、事業の運営継続が難しくなっているなど、地域防災力を高めるためにも、各地区における活動のさらなる活性化を図る必要があります。

3) 業務継続体制の整備（再掲）

- ・「真岡市業務継続計画」、「新型インフルエンザ対応業務継続計画」について実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定などを行う必要があります。

4) 避難行動要支援者等への対応（再掲）

- ・避難行動要支援者に対して、名簿作成や情報伝達・避難誘導等の迅速な対応が可能な体制の整備や公共施設のバリアフリー化等の対策を実施し、災害時における全面的な安全確保を図る必要があります。

5) 防犯体制の充実強化

- ・災害時の防犯対応について、警察や地区防犯協会等と連携し、自分たちのまちは自分たちで守るという意識の高揚を図る必要があります。また、少子高齢化や自治会加入者が減少している状況を踏まえ、地区の自主防犯団体等の育成・拡充を促進する必要があります。
- ・本市では、安全安心の地域づくり事業として、各自治会へ防犯灯の整備に係る費用の一部を助成する真岡市防犯協会補助金交付事業、各担当課から要望のあった施設への防犯カメラ設置事業を行っており、これらの事業について引き続き推進していく必要があります。

第5章 施策分野ごとの推進方針

脆弱性評価の結果に基づき、リスクシナリオを回避するために必要な7つの施策分野について、今後必要となる施策を検討し、以下のとおり推進方針を定めました。

各分野における施策の推進に当たっては、適切な役割分担の下、庁内関係各課が連携を図ること、施策の実効性や効率性が確保できるよう十分に配慮します。

また、主な取組における個別整備箇所等について、【別紙2】施策分野ごとの個別事業実施計画に記載しています。

【施策分野ごとの推進方針】

施策分野		推進方針
A 行政機能／防災・消防	(1) 行政機能	① 防災拠点機能の確保
		② 業務継続体制の整備・人材育成
	(2) 防災・消防	① 防災計画・防災訓練の充実
		② 消防施設等の整備
		③ 広域応援体制(相互応援体制)の整備
		④ 水防体制の整備
B 住宅・都市・土地利用	(1) 住宅	① 住宅・建築物等の防火性向上・耐震化
		② 老朽空き家対策
		③ 市営住宅長寿命化の推進
	(2) 都市・土地利用	① 災害に強いまちづくりの推進
		② 上水道施設の整備・維持管理
		③ 下水道施設の整備・維持管理
C 保健医療・福祉・教育	(1) 保健医療	① 医療体制の充実
		(2) 福祉
	(2) 福祉	① 高齢者福祉
		② 障がい者福祉
		③ 避難行動要配慮者対策
		④ 生活困窮・貧困対策
	(3) 教育	① 複合施設の整備
		② 文化財の保護対策
		③ 学校教育・施設等の整備
		④ 児童生徒等に対する防災教育と安全対策
⑤ 子育て支援		
D 産業・農業・エネルギー	(1) 産業	
	(2) 農業	① 工業・企業誘致
		② 商業・観光振興
(3) エネルギー	① 農業生産基盤等の災害対応力の強化	
E 情報通信・交通・物流	(1) 情報通信	① 「スマートエネルギーもわか」の推進
		② 市民等への情報発信
	(2) 交通・物流	② 災害情報の伝達
		① 緊急輸送体制の整備
		② 道路の防災・減災対策及び耐震化
		③ 復旧・復興等を担う人材の確保
F 国土保全・環境	(1) 国土保全	④ 地域公共交通環境の充実・地域交通拠点の整備
		(2) 環境
	(2) 環境	① 河川・土砂災害対策
① 廃棄物処理体制の整備		
② 生活環境の保全		
G 地域防災	(1) 地域防災	③ 感染症予防対策
		① 地域防災力の向上
		② 防災意識の高揚、防災教育の実施
		③ ボランティア活動体制の強化
	(2) 地域防犯	④ 外国人対応
		① 防犯体制の充実強化

【リスクシナリオに対応する施策分野毎の取組方針】

基本目標	n0.	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	A		B	
			行政機能/ 防災・消防		住宅・都市・土地利用	
			(1) 行政機能	(2) 防災・消防	(1) 住宅	(2) 都市・土地利用
1 人命の保護が最大限に 図られること	1-1	建物等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	①	①②	①②③	①
	1-2	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水		①④	①	①③
	1-3	大規模な土砂災害・陥没等による多数の死傷者の発生		①		
	1-4	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生		①		
2 救助・救急・医療活動 が迅速に行われること (それがなされない場合 の必要な対応を含む)	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止		②⑤⑥	①	①②④
	2-2	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足		①②③⑤		
	2-3	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶、医療施設及び関係者の絶対的不足及び被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺		⑤		
	2-4	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への飲料水・食糧等の供給不足		②⑤⑥	①	④
	2-5	被災地における感染症等の大規模発生		⑥		③
3 必要不可欠な行政機能 は確保すること	3-1	市の職員、施設等の被災による機能の大幅な低下	①②	①②③⑥		
4 必要不可欠な情報通信 機能は確保すること	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止				
5 経済活動(サプライ チェーンを含む)を機能 不全に陥らせないこと	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の経済活動の停滞				
	5-2	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止				①
	5-3	食料等の安定供給の停滞		⑤		
6 生活・経済活動に必要 最低限の電気・ガス・ 上下水道、燃料、交通 ネットワーク等を確保 するとともに、これら の早期復旧を図ること	6-1	電力供給ネットワークや石油・LPGガスサプライチェーンの機能の停止				
	6-2	上下水道等の長期間にわたる機能停止				②
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止				③
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態				①
7 制御不能な二次災害を 発生させないこと	7-1	ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生		②		
	7-2	有害物質等の大規模拡散・流出				
	7-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大				
8 地域社会・経済が迅速 に再建・回復できる条件 を整備すること	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	②			
	8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態				
	8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態			②	

注) ○番号は、前頁及び次々頁以降に記載する施策分野ごとの推進方針に対応

強靱化施策分野											
C			D			E		F		G	
保健医療・福祉・教育			産業・農業・エネルギー			情報通信・交通・物流		国土保全・環境		地域防災	
(1) 保健医療	(2) 福祉	(3) 教育	(1) 産業	(2) 農業	(3) エネルギー	(1) 情報通信	(2) 交通・物流	(1) 国土保全	(2) 環境	(1) 地域防災	(2) 地域防犯
		①②③④⑤	②							①	
				①				①		①②	
		④		①				①		①	
①	①②④	④⑤				①②				①②③④	
	④	③					①②				
①											
①	③						②				
	③	③									
									②③		
			②								
	③					①②					
			①②								
			①				①②④				
				①							
					①						
									②		
							①②④				
						②		①			
					①				①②		
				①							
					①				①②		
							③				
	①②④	②③④⑤								①②③④	①

A 行政機能／防災・消防

(1) 行政機能

① 防災拠点機能の確保	対応するリスクシナリオ番号	
		1-1、3-1
<p>【新庁舎建設準備室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化と耐震性といった問題やバリアフリーへの対応など庁舎が抱える問題を解消し、利便性や窓口サービスの充実を高めるとともに防災拠点としての機能を高め安全性の高い庁舎を建設します。 <p>【財政課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共建築物の耐震化や長寿命化を計画的・効率的に推進していくため、「真岡市公共施設等総合管理計画」に基づき、必要に応じて施設を見直すとともに、防災応急対策を実施するための整備を行うなど、公共施設の量をコントロールしながら改築・改修・維持補修を実施し、整備を進めます。 		
主な取組		担当課
・ 新庁舎の整備		新庁舎建設準備室
・ 公共施設等総合管理計画の推進		財政課

② 業務継続体制の整備・人材育成	対応するリスクシナリオ番号	
		3-1、8-1
<p>【総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の研修計画において、災害対応能力の向上を図る研修を取り入れ、実施します。 ・災害発生時にも行政機能を維持するため、「真岡市業務継続計画」を適宜改正します。また、新型コロナウイルス等に対応するため「新型インフルエンザ対応業務継続計画」についても適宜改正を行うとともに、有事の際、Web会議、チャット、サテライトオフィス勤務及びリモートワーク等が実施できるシステム構築を進めます。 <p>【財政課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災等各種災害の予防及び人命の安全確保並びに被害の軽減を図るため、引き続き、マニュアル策定による災害対応業務の標準化の推進や、研修・訓練による職員の災害対応能力の向上など、初動体制に力点を置いた実践的、具体的な訓練の実施を推進します。 		
主な取組		担当課
・ 職員に対する防災教育（職員研修事業）		総務課
・ 真岡市業務継続計画（BCP）の整備		総務課
・ 新型インフルエンザ対応業務継続計画の整備		総務課
・ 防災訓練の実施		財政課

■重要業績指標（KPI）

	成果指標	現状（R1）	目標値（R6）	担当課
1	防災上重要な市有建築物の耐震化率	87.3%	100%	財政課

A 行政機能／防災・消防

(2) 防災・消防

① 防災計画・防災訓練の充実	対応するリスクシナリオ番号
	1-1、1-2、1-3、1-4、2-2、3-1
<p>【市民生活課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・真岡市地域防災計画について、実効性の高い内容となるよう適宜見直しを行います。 ・本市で起こりうる災害及び被害を想定し、総合防災訓練や職員参集訓練等を継続して行います。 ・土砂災害危険地域の指定地域及び中学校区持ち回りで行っている防災訓練については、より具体的で実効性を高めるため、訓練内容に水防訓練を追加します。 <p>【消防本部警防課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携した図上訓練を実施することや、市が開催する総合防災訓練や消防本部で行っている訓練に積極的な参加を促すことで、連携体制の強化を図ります。 	
主な取組	担当課
・ 真岡市地域防災計画の整備	市民生活課
・ 総合防災訓練の実施	市民生活課 消防本部警防課
・ 水防訓練の実施	市民生活課
・ 職員参集訓練の実施	市民生活課
・ 土砂災害危険地域の防災避難訓練実施	市民生活課

② 消防施設等の整備	対応するリスクシナリオ番号
	1-1、2-1、2-2、2-4、3-1、7-1
<p>【消防本部総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の救助活動拠点や防災拠点となる消防施設等の機能維持を図るため、施設の整備や耐震化等を進めるとともに、災害対応力強化のための体制、装備資器材の充実強化を図ります。 <p>【消防本部警防課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時には、多数の人員・資器材の現場投入が必要な場合があるため、後方支援等を行える支援車等を配備するとともに、消防車等の計画的な更新と適切な維持管理を行います。 <p>【市民生活課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各消防団の詰所である消防会館については、築30年を超え建物の老朽化が進んでいるものが多くあるため、順次建て替えや修繕を実施し維持管理を適切に行います。 ・消防水利を確保するため、水道事業の配管延長事業にあわせ、消火栓及び防火水槽の設置を行い、計画的に消防水利の整備を推進します。 	
主な取組	担当課
・ 消防施設等の整備	消防本部総務課 消防本部警防課
・ 消防施設の計画的な修繕及び建て替え	市民生活課
・ 消火栓・防火水槽の設置	市民生活課

③ 広域応援体制（相互応援体制）の整備	対応するリスクシナリオ番号
<p>【市民生活課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の対応能力を超える大規模災害に備え、協定市町間等における支援部隊や物資等の相互応援体制を整備します。また、災害協定については、関係機関と密接に連携を取りながら、必要に応じて新たに災害協定の締結を推進していきます。 <p>【消防本部警防課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芳賀地区広域行政事務組合消防本部広域消防受援計画に基づき、応援受入体制の整備を図ります。 	
主な取組	担当課
・ 災害協定の締結拡大と適切な見直し	市民生活課
・ 近隣市町及び関係機関との連携強化	市民生活課
・ 応援の受入体制、応援体制の整備	市民生活課
・ 広域応援体制の強化	消防本部警防課

④ 水防体制の整備	対応するリスクシナリオ番号
<p>【市民生活課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小河川における浸水想定が発表されるのに合わせて、防災マップを改定します。 ・下館河川事務所が開催する、マイタイムライン作成講座への参加を促し、マイタイムラインリーダーを養成します。 ・真岡消防署、長沼地区及び高田地区に水防倉庫を配備しており、土のう袋やスコップ、一輪車など水防に必要な資機材を引き続き確保していきます。 	
主な取組	担当課
・ 防災マップ作製と配布	市民生活課
・ マイタイムライン作成講座開催事業	市民生活課
・ 水防資機材の整備	市民生活課

⑤ 防災倉庫の整備、物資・資機材の備蓄	対応するリスクシナリオ番号
<p>【市民生活課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に備え、指定避難所に防災備蓄倉庫を計画的に整備するとともに、引き続き食料や生活必需品等の備蓄と防災資機材の整備を行います。 ・災害発生時の支援を受け入れるため、「災害支援受援計画」を策定します。 <p>【消防本部警防課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風水害・土砂災害対策用品が不足しているため、土砂、風水害対応の資器材を整備します。 	
主な取組	担当課
・ 防災備蓄倉庫の整備	市民生活課
・ 防災資機材の整備・拡充	市民生活課 消防本部警防課
・ 備蓄品の購入	市民生活課
・ 災害支援受援計画の策定	市民生活課

⑥ 避難所及び避難体制の整備	対応するリスクシナリオ番号
<p>【市民生活課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に危険区域に居住する市民、帰宅困難者、大規模店舗、旅客施設等の利用者を混乱少なく非難させるため、あらかじめ避難所の状況を整理し、避難所の配置・規模の見直しの検討や、福祉避難所や多言語対応など必要に応じて拡充を図ります。また、避難所運営マニュアルの検証を行い、必要に応じて見直しを行います。 ・感染症対策に配慮した避難所の開設・運営及び物資の確保を図ります、 ・広報紙やホームページ、防災座談会等を通じて避難行動についての普及を行うとともに、住民への避難情報発令の基準となるタイムラインなどについても必要に応じて見直しを図ります。 	
主な取組	担当課
・ 避難所整備事業	市民生活課
・ 避難所の指定と適切な見直し	市民生活課
・ 避難に関する知識の周知徹底	市民生活課
・ 避難実施・誘導體制の整備	市民生活課

■重要業績指標 (KPI)

	成果指標	現状 (R1)	目標値 (R6)	担当課
1	消防団の定員充足率	96.9%	97.0%	市民生活課
2	災害協定締結自治体数	15	増加	市民生活課
3	備蓄非常用食料の充足率	100%(18,960食)	100%(18,960食)	市民生活課
4	地域防災計画の見直し	未実施	実施	市民生活課

B 住宅・都市・土地利用

(1) 住宅

① 住宅・建築物等の防火性向上・耐震化	対応するリスクシナリオ番号
<p>【建設課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震発生の切迫性を鑑み、住宅所有者等に対する地震発生危険性の危険性、耐震化の必要性に係る効果的な普及啓発を行うとともに、国の支援制度（住宅・建築物安全ストック形成事業）等を有効活用し、住宅・建築物の耐震化を促進します。 ・防災上重要な全ての市有建築物について、関係機関と連携を図りながら、効果的かつ効率的な建築物の耐震化を推進します。 ・ブロック塀等の設置基準、危険性及び撤去等に係る費用の補助制度の効果的な周知を図り、倒壊の恐れのある塀の撤去等を推進します。 <p>【都市計画課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害によるブロック塀等の倒壊による被害を軽減するため、生垣づくりを推進します。 <p>【市民生活課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災の被害の未然防止及び軽減を図るため、防火思想の普及徹底、住宅用火災警報器の設置を促し、火災等による被害の防止を図ります。 <p>【社会福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設等の耐震化やスプリンクラーの整備等の防災対策について、国・県と連携を図ります。 	
主な取組	担当課
・ 住まいの耐震性向上推進事業（住宅・建築物等）	建設課
・ 生垣づくり支援事業	都市計画課
・ 火災警報器の設置促進	市民生活課 消防本部予防課
・ 福祉施設等のスプリンクラーの設置促進	社会福祉課 消防本部予防課

② 老朽空き家対策	対応するリスクシナリオ番号
<p>【市民生活課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の倒壊等による被害防止のため、市内の管理不十分な空き家等について、所有者や管理者に対して適切な管理の促進を図ります。 <p>【建設課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更なる空き家の利活用の促進に向けて、空き家利用者のニーズの高い賃貸物件や低額な売買物件の登録及び既登録所有者への価格見直しや賃貸併用を促すことを含めた周知強化を図るとともに、リフォーム等の補助制度の拡充を含めた支援策の検討を進めます。 	
主な取組	担当課
・ 空き家等対策事業	市民生活課
・ 空き家バンク事業	建設課
・ 空き家バンクリフォーム等補助制度	建設課

③ 市営住宅長寿命化の推進	対応するリスクシナリオ番号
	1-1
【建設課】 ・災害に強いまちづくりを進めるため、「真岡市住宅マスタープラン」に基づき公営住宅等整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業を推進します。また、二次被害を防止するため、市営住宅の入居者に対して家具等の安全対策等の啓発を図ります。	
主な取組	担当課
・ 市営住宅長寿命化推進事業	建設課
・ 市営住宅維持管理事業	建設課

■重要業績指標（KPI）

成果指標		現状（R1）	目標値（R6）	担当課
1	住宅の耐震化率	84.2%	95.0%	建設課
2	老朽危険空き家指導後改善率	70.0%	75.0%	市民生活課

B 住宅・都市・土地利用

(2) 都市・土地利用

① 災害に強いまちづくりの推進	対応するリスクシナリオ番号
	1-1、1-2、2-1、5-2、6-4
<p>【建設課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害に強いまちづくりを進めるため、住宅市街地総合整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業等を推進します。 ・大規模地震や火災等の災害時において、避難活動や消火・救助活動等の障害とならないよう、狭あい道路の整備(狭あい道路整備等促進事業)を推進します。 ・災害発生後、復旧・復興が大幅に遅れることなく早期復旧が図れるよう、北関東自動車道や国道408号バイパスなど、幹線道路を軸とした効率的かつ機能的な道路ネットワークを構築するため、国や県と連携し国道や県道の整備を推進するほか、幹線市道の整備を図ります。 <p>【都市計画課・都市整備課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良好な土地利用を図りながら、災害に強い都市基盤を備えたまちづくりを推進します。 ・中心市街地の未整備地区では、未着手の都市計画道路や狭あいな生活道路等が残り、災害時には緊急車両の進入や市民の避難において支障となることから、中心市街地リノベーション事業等により都市を再構築し、災害に強いまちづくりを推進します。 <p>【都市整備課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業は、災害時の円滑な消防活動や避難機能の確保、延焼遮断効果など市街地の防災性の向上に寄与するものであり、災害に強いまちづくりを実現するため現在施行中の事業の完了を目指します。 <p>【市民生活課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の水道設備の断水に備え、これまで市内公園などの市有地や地域公民館敷地等に防火水槽を設置してきており、引き続き、国庫補助金を使いながら、土地区画整理事業地内の公園などに耐震性貯水槽（防火水槽）を設置していきます。 	
主な取組	担当課
・ 避難路・物資輸送道路等の整備促進	建設課
・ 幹線道路の整備促進	建設課
・ 狭あい道路等の整備	建設課
・ 中心市街地リノベーション事業	都市計画課 都市整備課
・ 都市計画道路検証調査事業	都市計画課
・ 開発許可事業	都市計画課
・ 街路事業	都市計画課
・ 無電柱化推進事業	都市計画課
・ 総合運動公園整備事業	都市計画課
・ 土地区画整理事業	都市整備課
・ 防火水槽設置事業	市民生活課

② 上水道施設の整備・維持管理	対応するリスクシナリオ番号
	2-1、6-2
【水道課】	
<ul style="list-style-type: none"> ・災害時にも安全で安定した水道水を供給するため、「水道事業長期更新計画」の見直しや「水道ビジョン」を策定し、管路や浄水場等の水道施設の耐震化を推進します。また、耐震化等とともに電気・機械設備について、予防保全型の維持管理を推進します。 ・水道水の安全性等の周知や加入促進に努め、未普及地域の配水管整備を推進します。 	
主な取組	担当課
・ 水道施設の整備及び維持管理の推進	水道課
・ 水安全計画の推進	水道課
・ 水道事業長期更新計画（アセットマネジメント）の策定	水道課
・ 水道ビジョンの策定	水道課
・ 水道施設の耐震化	水道課

③ 下水道施設の整備・維持管理	対応するリスクシナリオ番号
	1-2、2-5、6-3
【下水道課】	
<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に下水道施設の機能停止による公衆衛生問題や施設の破損による交通障害の発生を防止するため、「真岡市下水道ストックマネジメント計画」、「真岡市水処理センター耐震対策計画」、「真岡市農業集落排水事業最適整備構想」、「真岡市農業集落排水再編計画」等に基づき、管路及び処理場等の施設の耐震化・長寿命化に取り組みます。また、汚水管渠未普及地区の整備を推進します。 ・浸水時の被害を最小限に抑え、市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、公共下水道（雨水）未整備地区の整備を推進します。 ・災害時の感染症等予防のため、浄化槽設置補助金等による合併浄化槽への設置替えを推進するとともに、既設の合併浄化槽については設置者への適切な維持管理の指導を行います。 	
主な取組	担当課
・ 下水道施設の耐震化・長寿命化の推進（公共・農集）	下水道課
・ 汚水管渠の整備推進	下水道課
・ 雨水管渠の整備推進	下水道課
・ 合併浄化槽への設置替えの推進	下水道課
・ 浄化槽設置補助事業	下水道課
・ 浄化槽共同放流施設設置補助事業	下水道課
・ 農業集落排水事業	下水道課

④ 防災公園や避難場所となる公園の整備	対応するリスクシナリオ番号
<p>【都市計画課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合運動公園は、真岡市防災計画において「救援物資集積拠点」、「指定緊急避難場所兼指定避難所」及び「飛行場外離着陸場」や「緊急消防援助隊受援計画における野営場所」等に位置付けされているとともに、地震等の災害時には荒町や田町、小林地区などの南東部に位置する12地区をはじめ、広域の避難者を収容できる広域避難地として利用されるため、整備促進を図ります。 ・公園を災害時のオープンスペースとして確保していくため、公園トイレやあずまやなど公園施設の耐震化等の整備を推進します。 ・公園は災害時の一時的な避難場所等として有効であることから、トイレや四阿等の公園施設の耐震化や長寿命化等を推進します。また、遊具等についても長寿命化を図ります。 ・公園を災害時にも安全に利活用できるよう平時から樹木の剪定や除草、清掃等の適正な維持管理を行います。 ・新設する公園は、災害時に備え一時的な避難場所として利用できるよう、公園施設の整備を図ります。 	
主な取組	担当課
・ 総合運動公園整備事業	都市計画課
・ 公園施設長寿命化事業	都市計画課
・ 公園管理事業	都市計画課
・ 都市公園整備事業	都市計画課
・ 都市公園再整備事業	都市計画課

■重要業績指標（KPI）

成果指標		現状（R1）	目標値（R6）	担当課
1	耐震適合配水管延長	26,392m	31,953m	水道課
2	未普及地域配水管延長	—	8,741m	水道課
3	水道事業長期更新計画の策定	—	策定	水道課
4	水道ビジョンの策定	—	策定	水道課
5	公共下水道、農業集落排水、合併浄化槽の普及率	83.2%	84.0%	下水道課
6	公共下水道処理場の施設・設備の健全性割合	47.0%	60.0%	下水道課
7	亀山北土地地区画整理事業進捗率	79.42%	100.00%	都市整備課
8	中郷・萩田土地地区画整理事業進捗率	66.3%	86.9%	都市整備課

C 保健医療・福祉・教育

(1) 保健医療

① 医療体制の充実	対応するリスクシナリオ番号
	1-4、2-2、2-3
<p>【市民生活課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の救急医療を確保するため、医療機関や防災関係機関等と緊密な連携により災害の状況に応じた適切な医療救護活動を実施するための体制を整備します。また、医師や医薬品の不足により医療活動が円滑に実施できない場合に応援要請をして対処します。 ・災害時に広範囲での発生が予想される多数の被災者に対し、地域住民、市、県、防災関係機関が連携して迅速、適切に被災者の救助活動、傷病者の応急処置、救急搬送が行える体制を整備します。また、引き続き、近隣市町との協定締結による広域消防応援受入への対応や、防災訓練や座談会などを通じた防災知識の啓発普及を図りながら、救急・救助体制の整備を推進します。 <p>【健康増進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の救急医療体制を確保するため、栃木県地域医療構想に基づき芳賀赤十字病院や芳賀郡市医師会等の関係機関との連携強化に努めます。 ・負傷程度により治療の優先度を判定し、負傷者を振り分けるトリアージについては、休日夜間急患診療所や芳賀郡市医師会、芳賀赤十字病院と体制の整備を推進します。 ・災害時にも的確な医療が受けられるように、日常的な診療や健康管理等を行う「かかりつけ医」を推進します。 	
主な取組	担当課
・ 医療救護体制の整備（応援要請）	市民生活課
・ 地域住民に対する防災意識の普及啓発	市民生活課 消防本部予防課
・ 広域消防応援受入体制の整備	市民生活課 消防本部警防課
・ 地域医療対策事業	健康増進課
・ かかりつけ医の推奨	健康増進課

■重要業績指標（KPI）

成果指標	現状（R1）	目標値（R6）	担当課
1 かかりつけ医をもっている市民の割合	76.7%	82.0%	健康増進課

C 保健医療・福祉・教育

(2) 福祉

① 高齢者福祉	対応するリスクシナリオ番号
	1-4、8-3
【いきいき高齢課】 <ul style="list-style-type: none"> ・各種生きがいがづくり事業や特に地域が実施する事業のなかで、参加者に対し、災害発生時の連絡体制や緊急連絡先などについて事前確認を行います。 ・災害時に備え、在宅の高齢者のみで生活する世帯等に対し、民生委員や地域包括支援センター職員を通して緊急通報システムの周知を徹底します。また、緊急時において確実につながる連絡先について警備会社と連携して把握します。 ・地域包括ケアシステムの充実を図るため、地域の課題解決に向けた資源開発等を検討する会議において、見守り体制の構築に関する検討が進められるよう支援します。 	
主な取組	担当課
・ 高齢者の生きがいがづくり事業	いきいき高齢課
・ 老人クラブ支援事業	いきいき高齢課
・ シルバーサロン事業	いきいき高齢課
・ 緊急通報システム整備事業	いきいき高齢課
・ 地域共助活動推進事業	いきいき高齢課
・ 高齢者の見守りネットワーク事業	いきいき高齢課
・ 救急医療情報キット配布事業	いきいき高齢課
・ 生活支援体制整備事業	いきいき高齢課

② 障がい者福祉	対応するリスクシナリオ番号
	1-4、8-3
【社会福祉課】 <ul style="list-style-type: none"> ・「真岡市障害福祉計画」等に基づき、支援体制を整備するとともに、障がい児・者を持つ家庭の支援を充実させるため、事業所の確保に向けて、随時県と協議・連携し指導や現状把握等に努めていきます。 ・災害時に備え、事業内容の充実や整備など法人施設との協議も検討していきます。また、障がいや障がい者に対する理解・差別解消などの普及啓発を進めます。 ・災害時に備え、とちぎ視聴覚障害者情報センター等と連携し、障がい者のニーズに応じた手話通訳者や要約筆記奉仕員の確保を図ります。 ・公共施設のバリアフリー化について、関係課と連携しながら進めていきます。 	
主な取組	担当課
・ 理解促進研修・啓発事業	社会福祉課
・ 意思疎通支援事業（手話通訳等）	社会福祉課
・ 手話奉仕員養成研修事業	社会福祉課
・ バリアフリー化の推進	社会福祉課 建設課

③ 避難行動要配慮者対策	対応するリスクシナリオ番号
	2-3、2-4、4-1
<p>【市民生活課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に、避難行動要支援者情報提供同意者名簿を関係機関へ速やかに提供できるよう、体制の整備を図ります。また、名簿は要支援者一人一人について必要とされる支援内容や避難支援方法等を具体的に示した個別計画を地域の自主防衛組織・社会福祉課と連携し、要支援者の実情に応じた避難支援計画を作成します。 <p>【社会福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「避難行動要支援者避難支援全体計画」に基づき真岡市避難行動要支援者対象者名簿の作成を進めるとともに、適切な管理と情報提供を行います。また、同意確認通知に対する返信率を高めるための啓発や方法を検討します。 <p>【いきいき高齢課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に備え、緊急時の親族等への連絡先など地域包括支援センターや民生委員から入手した情報を随時、高齢者台帳に反映して直近の情報に更新していきます。 	
主な取組	担当課
・ 避難支援等関係者との連携強化	市民生活課
・ 避難行動要支援者対象者名簿の作成	社会福祉課
・ 避難行動要支援者個別計画の整備	市民生活課 社会福祉課
・ 避難支援訓練の実施	市民生活課
・ 避難支援方法等の普及促進	市民生活課 社会福祉課 いきいき高齢課

④ 生活困窮・貧困対策	対応するリスクシナリオ番号
	1-4、2-1、8-3
<p>【社会福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の生活困窮者への情報伝達手段について検討します。また、避難の長期化などにより、生活が困窮することがないような支援体制の整備を推進します。 ・災害時においても、要支援者の相談に迅速に対応できるよう、平常時から関係機関等の連絡を密にし、支援に支障が生じない体制を整えます。 	
主な取組	担当課
・ 生活保護事業	社会福祉課
・ 生活困窮者自立支援事業	社会福祉課

■重要業績指標 (KPI)

	成果指標	現状 (R1)	目標値 (R6)	担当課
1	緊急通報システム累計設置数	418 台	620 台	いきいき高齢課
2	避難行動要支援者意思確認済割合	52.7%	80.0%	社会福祉課

C 保健医療・福祉・教育

(3) 教育

① 複合施設の整備	対応するリスクシナリオ番号
	1-1
【特定プロジェクト推進室】 ・生涯学習、子育て支援、地域交流、中心市街地活性化の拠点となる複合交流拠点を整備し、災害時には施設の利用者や近隣住民が施設内に一時的に滞在避難できるよう、施設の耐震化を図ります。また、避難経路の確保や、防災・減災に関する出前講座等の開催も検討し、施設の整備段階から、その後の運営、維持管理期間においても対策を講じるよう推進していきます。	
主な取組	担当課
・「遊ぶ・学ぶ・にぎわう」機能を持つ中心市街地活性化拠点の整備	プロジェクト推進室 生涯学習課 こども家庭課

② 文化財の保護対策	対応するリスクシナリオ番号
	1-1、8-3
【文化課】 ・貴重な指定文化財を災害から守るため、事前の減災対策や災害時における課題を洗い出し、具体的な対応策について検討していきます。	
主な取組	担当課
・有形文化財における損壊防止や修復等の保護対策の充実	文化課
・文化財保護啓発事業	文化課
・文化財修復補助金交付事業	文化課
・市有文化財等施設管理運営事業	文化課
・桜町陣屋跡保存活用計画策定事業	文化課

③ 学校教育・施設等の整備	対応するリスクシナリオ番号
	1-1、2-1、2-4、8-3
<p>【学校教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度中に策定する「学校施設長寿命化計画」を踏まえ、災害時に避難所としての機能を果たすため、災害に強い施設・設備づくりを推進します。 <p>【生涯学習課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公民館等については、災害時には避難所としての役割を果たすため、施設の長寿命化の措置を講じながら、継続して十分な安全性を確保し、機能維持に努めていきます。 <p>【文化課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民会館（市民“いちご”ホール）については、災害時には避難所としての役割を果たすため、施設の長寿命化の措置を講じながら、継続して十分な安全性を確保し、機能維持に努めていきます。 <p>【スポーツ振興課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「真岡市公共施設等管理計画」に基づき、長寿命化を図るための改修について、より具体的に実施方針等を検討しながら、作成した改修計画を基に、実施方針を定め計画的に改修を進めていきます。 <p>【学校給食センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化に伴う第一学校給食センターの建て替えにおいて、基本設計業務の中で食物アレルギー、食育、災害時の対応等の内容を整理し、整備を進めます。 	
主な取組	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校施設長寿命化計画策定事業 	学校教育課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 公民館等管理事業 	生涯学習課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民会館管理事業 	文化課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合体育館の耐震補強及び改修工事の推進 	スポーツ振興課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校給食センター整備事業 	学校給食センター

④ 児童生徒等に対する防災教育と安全対策	対応するリスクシナリオ番号
	1-1、1-3、1-4、8-3
<p>【学校教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身に付けるべき防災知識の情報不足や人材不足などを踏まえ、独自の教材の開発、具体的・詳細なマニュアル作成や専門家の派遣等、地域や学校の防災意識の高揚を図る方策を県や危機管理部局等と連携しながら検討していきます。 ・児童生徒の登下校時の安全確保のため、各学校で指定している通学路について、実態把握に努めるとともに、通学路危険個所の改善要望を受けた場合は、関係機関と連携し、通学路の改善に取り組みます。 	
主な取組	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校安全計画（各小中学校策定）の推進 	学校教育課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災教育・防災訓練の実施 	学校教育課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 通学路の安全確保 	学校教育課 建設課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 通学路整備事業 	建設課
<ul style="list-style-type: none"> ・ スクールガード事業 	学校教育課

⑤ 子育て支援	対応するリスクシナリオ番号
	1-1、1-4、8-3
<p>【こども家庭課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦や乳児のいる家庭、ひとり親家庭及び外国籍の子どものいる家庭に対し、災害時の対応に関する啓発に取り組みます。 ・災害時の産後ケア事業を早期実現できるよう取り組むとともに、参加医療機関等と災害時の協定も含めた対応についても検討します。 ・妊娠、出産、子育て期に至る相談を一体的に行う子育て世代包括支援センターを継続して実施します。 ・子どもとその家庭及び妊産婦等からのさまざまな相談に対応し、関係機関と連携し社会資源を有機的に繋いで継続的なサポートを行う「子ども家庭総合支援拠点」を整備します。 ・真岡駅子ども広場について、関係課と連携を図りながら、指定管理者と災害協定書の策定を検討します。 ・二宮地区屋内子ども広場の整備について、ニーズ調査等の結果の他に災害発生も想定し検討していきます。 <p>【保育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時にも、子どもたちが安心して過ごせる居場所として、「新・放課後こども総合プラン」に基づいた放課後児童クラブや放課後子ども教室の充実を図ります。 ・災害発生時に備え、保育施設等の老朽化に対して国・県の補助を活用しながら、施設修繕などへの支援を進めます。 	
主な取組	担当課
・ 母子保健教育相談指導事業	こども家庭課
・ 産後ケア事業	こども家庭課
・ 子育て世代包括支援センター運営事業	こども家庭課
・ 子ども家庭総合支援拠点整備事業	こども家庭課
・ 真岡駅子ども広場運営事業	こども家庭課
・ 二宮地区屋内子ども遊技場整備・運営事業	こども家庭課
・ 子育て支援センター整備事業	こども家庭課
・ ファミリー・サポート・センター運営事業	こども家庭課
・ 新・放課後子ども総合プランの推進（放課後児童クラブ・放課後子ども教室）	保育課 生涯学習課
・ 保育所等整備事業	保育課

■重要業績指標（KPI）

	成果指標	現状（R1）	目標値（R6）	担当課
1	小学校、中学校の避難訓練実施率	100%	100%	学校教育課
2	保育・教育施設の耐震化率（保育所・認定こども園等）	100%	100%	保育課
3	放課後児童クラブ数	27	30	保育課

D 産業・農業・エネルギー

(1) 産業

① 工業・企業誘致	対応するリスクシナリオ番号
<p>【産業団地整備室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな産業団地を造成し各種優良企業を誘致することで、財政基盤の確立を図るとともに、既存工業団地との相互補完機能を充実させ、産業ネットワークを強化します。 ・新産業団地の土地利用計画の検討においては、地盤強度や土砂流出等を考慮した宅地や道路の配置、洪水防止を考慮した調整池の配置、公害防止や自然環境への影響を考慮した森林の配置等、災害リスクを考慮するとともに、災害時の交通遮断に対応できるよう多方面からのアクセスが可能な道路を整備します。 <p>【商工観光課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業団地の企業定着に向けて、各種補助金制度を活用します。また、制度の周知を図るとともに、該当企業に対するヒアリングの実施や状況確認と併せた申請方法などのサポートを行っていきます。 ・第4・5工業団地等未分譲地の早期売却を推進します。 <p>【市民生活課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内中小企業や地場産業における主体的なBCP(事業継続計画)の取り組みを推進するため、県の支援制度の活用や連携した広報を行い、BCP策定の普及啓発を図ります。 	
主な取組	担当課
・ 新産業団地整備事業	産業団地整備室
・ 新産業団地アクセス道路整備事業	産業団地整備室 建設課
・ 企業立地促進支援事業	商工観光課
・ 企業定着化促進事業	商工観光課
・ 企業誘致の推進（第4・5工業団地）	商工観光課
・ BCP（事業継続計画）の策定推進	市民生活課

② 商業・観光振興	対応するリスクシナリオ番号
	1-1、3-1、5-1
【商工観光課】	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 築年数が経過している観光施設については、施設の耐震化等の防災対策を検討するとともに、イベント時において来場者の避難経路の確保や避難誘導體制の整備を進めます。また、災害時の情報発信について検討を進めます。 ・ 空き店舗の老朽化を防ぐため、改装費や家賃の一部助成等、空き店舗の利用促進を図ります。また、補助制度についてさらなる周知に取り組みます。 	
主な取組	担当課
・ 観光施設等の耐震化	商工観光課
・ 観光情報の積極的な発信と提供	商工観光課
・ 空き店舗バンク	商工観光課
・ 空き店舗改装費補助	商工観光課
・ 空き店舗家賃補助	商工観光課
・ チャレンジショップ活用事業	商工観光課

■重要業績指標（KPI）

成果指標		現状（R1）	目標値（R6）	担当課
1	工業事業所数	171 事業所	200 事業所	商工観光課
2	新産業団地分譲率	—	50%	産業団地整備室
3	BCP 策定率	11.7%	20.0%	市民生活課

D 産業・農業・エネルギー

(2) 農業

① 農業生産基盤等の災害対応力の強化	対応するリスクシナリオ番号
<p>【農政課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害に備え、各土地改良区等の農地・農業用施設等の管理者や県と協力して、老朽化や危険箇所などの改良や対策が必要なものは、補助事業等を活用しながら改善に努めます。また、異常気象や事故発生時の対応マニュアル等を整備していきます。 ・ 農地が有する国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保全、良好な景観形成等の多面的機能が発揮されるよう、地域の共同による農地・農業用水利施設等の保全活動や地域における生産活動への支援等を推進します。 ・ 災害発生時を含め、国全体の食料の安定供給に将来にわたって貢献していくため、経営安定対策や担い手の育成確保など、農畜産業の持続的な発展につながる取組を効果的に推進します。 ・ 家畜の感染症等の発生時における迅速な情報収集や初動対応を整備し、適切な運用を図ります。 	
主な取組	担当課
・ 農地・農業施設対策	農政課
・ 農林業共同利用施設対策	農政課
・ スマート農業推進事業	農政課
・ 地域農業の担い手の育成・確保	農政課
・ 新規就農者育成確保事業	農政課
・ 認定農業者の育成確保及び集落営農組織化の推進	農政課
・ 担い手への農地の利用集積・集約化と荒廃農地解消の促進	農政課
・ 圃場整備事業	農政課
・ かんがい排水事業	農政課
・ 多面的機能支払事業	農政課

■重要業績指標 (KPI)

成果指標		現状 (R1)	目標値 (R6)	担当課
1	担い手農家への農地集積率	61.94%	65.00%	農政課
2	圃場整備率	80.03%	80.12%	農政課

D 産業・農業・エネルギー

(3) エネルギー

① 「スマートエネルギーもおか」の推進	対応するリスクシナリオ番号
<p data-bbox="220 387 335 421">【環境課】</p> <ul data-bbox="272 439 1366 745" style="list-style-type: none"> ・国内初の内陸型火力発電所を核として、電力の安定供給を図るとともに、エネルギーの大切さや地球温暖化防止対策等に関する啓発、環境学習を進め、効率的なエネルギー利用であるスマートエネルギーを推進、地球温暖化対策等についての広報や学習会の開催等による啓発を行います。 ・長期停電を回避するための電源確保が重要であることから、住宅等における太陽光発電等の再生可能エネルギーの利活用、蓄電池の普及拡大等により、エネルギーの安定供給を図ります。また、家庭用太陽光発電システム設置補助金に、パネル設置費への補助だけではなく、蓄電池などにも補助対象を広げる検討を進めていきます。 	
主な取組	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・ スマートエネルギーの推進 	環境課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅用太陽光発電システム設置補助事業 	環境課

■重要業績指標（KPI）

成果指標		現状（R1）	目標値（R6）	担当課
1	住宅用太陽光発電設置支援件数	105 件	150 件	環境課

E 情報通信・交通・物流

(1) 情報通信

① 市民等への情報発信	対応するリスクシナリオ番号
1-4、4-1	
<p>【情報政策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、発行及び配布している「広報もおか」、「市政こよみ」、「ウイークリーニュースもおか」などの広報紙について、広報モニター会議等により、市民のニーズを捉えた内容の充実を図ります。 ・本市のホームページについては、ツイッターやSNSアプリなどと連携した効果的な情報発信に努め、市民への迅速かつタイムリーな情報発信を積極的に行っていきます。また、災害時などアクセスが集中した際にも適切に情報伝達が行えるよう、システムの整備を図ります。 ・研修会等を通してSNSアプリの積極的な活用を促進するとともに、新庁舎におけるデジタルサイネージの活用を図ります。 ・防災・災害時の媒体として、まちの安全・安心を担うことを目的に、地域限定の放送局（コミュニティFM）の整備を進めていきます。災害を想定し、新庁舎の自家発電から電気を供給するとともに、パーソナリティ不在の時間帯でも情報提供ができるようAIアナウンサーの導入を検討します。また、大規模災害の場合は、市が免許人となり速やかに臨時災害放送局が開局できるよう送信機を整備します。 ・通常放送において、定期的に防災ラジオの起動試験放送を実施し災害時の伝達手段を確保します。 	
主な取組	担当課
・ 広報紙及びホームページの充実	情報政策課
・ コミュニティFMによる市政情報の発信	情報政策課
・ 真岡市ホームページコンテンツ管理システム	情報政策課
・ SNS運用事業	情報政策課
・ 動画モニター広告運用事業	情報政策課

② 災害情報の伝達	対応するリスクシナリオ番号
	1-4、4-1、7-1
<p>【市民生活課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度開局予定のコミュニティFMラジオを活用し、平時の防災行政無線の情報発信とともに災害発生時の緊急放送により災害情報などを提供できるよう、防災ラジオの購入、配布方法について検討していきます。 ・ 防災行政無線について、すべてのスピーカー設備をデジタル化します。 ・ 災害発生時に、市内の高所等に設置された防災カメラの画像を取得することで、被害規模・地域を迅速に把握するとともに「いちごチャンネル」で発信し、市民に情報伝達を行うための防災カメラ利活用事業を推進します。 <p>【情報政策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の情報伝達手段として有効なコミュニティFMについて、非常用電源設備の適切な維持管理に努めるとともに、災害により電気通信設備又は回線に故障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、平常時から防災体制を整備します。 ・ 防災行政無線等からデータ放送システム及びスマートフォンアプリに自動連携することにより情報を提供できるようにシステムを整備するとともに、ケーブルテレビ事業者と連携し地域 BWA（広帯域移動無線アクセスシステム）による避難所等への無線環境の導入について検討していきます。 	
主な取組	担当課
・ コミュニティFMによる防災力の向上事業	市民生活課 情報政策課
・ 防災ラジオ配布事業	市民生活課
・ 防災カメラ利活用事業	市民生活課
・ 緊急速報エリアメール	市民生活課
・ 防災行政無線システム整備事業	市民生活課
・ テレドームの利用促進	市民生活課
・ ケーブルテレビ放送事業	情報政策課
・ ケーブルテレビデータ放送システム事業	情報政策課
・ 公共施設等への公衆無線 LAN の設置運用事業	情報政策課

■重要業績指標（KPI）

	成果指標	現状（R1）	目標値（R6）	担当課
1	世帯に対する防災ラジオ配布数	—	1,650	市民生活課
2	避難所等の公衆無線 LAN 整備数	0	25	市民生活課

E 情報通信・交通・物流

(2) 交通・物流

① 緊急輸送体制の整備	対応するリスクシナリオ番号
	2-1、5-2、6-4
<p>【建設課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送の根幹となる主要幹線道路（国道・県道）の整備促進について、関係自治体で組織する整備促進期成同盟会と連携しながら、引き続き国・県へ要望していきます。また、災害時における道路機能を確保するために、緊急輸送道路と救援物資集積所、集積所と避難所を結ぶネットワーク道路の整備や、緊急輸送道路を補完し、代替路となりうる道路の整備を推進します。 <p>【都市整備課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 亀山北土地区画整理事業区域の主要地方道 宇都宮真岡線は、緊急輸送道路に指定されており、国道 408 号バイパスへのアクセスや緊急輸送体制の強化を図るため、県と連携を図り早期完成を目指し、整備を推進していきます。 <p>【都市計画課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市外からの物資搬入や備蓄品の指定避難所への搬送などに必要となる緊急輸送道路の整備と併せ、ネットワークを形成する主要な都市計画道路の整備を進めます。 	
主な取組	担当課
<ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送道路の整備促進 	建設課 都市計画課 都市整備課
<ul style="list-style-type: none"> 避難所等を結ぶネットワーク道路の整備 	建設課 都市計画課 都市整備課
<ul style="list-style-type: none"> 代替輸送路の確保 	建設課 都市計画課 都市整備課
<ul style="list-style-type: none"> 道路新設改良事業 	建設課
<ul style="list-style-type: none"> 農道整備事業 	建設課
<ul style="list-style-type: none"> 真岡市亀山北土地区画整理事業（主要地方道宇都宮真岡線の整備） 	都市整備課
<ul style="list-style-type: none"> 街路事業 	都市計画課
<ul style="list-style-type: none"> 無電柱化推進事業 	都市計画課

② 道路の防災・減災対策及び耐震化	対応するリスクシナリオ番号
【建設課】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生時に備え、橋梁を常時良好な状態に保つため、橋梁の法令点検に基づく梁長寿命化修繕計画改定及び、計画的かつ効率的な修繕を実施します。 ・ 災害発生時に備え、道路（舗装）を常時良好な状態に保つため、定期的な路面調査に基づく舗装長寿命化修繕計画の改定及び計画的かつ効果的な道路修繕を実施します。 ・ 大雨時における道路の冠水による通行止めを無くすため、既存側溝等の改修に加え、新たな雨水排水施設の整備や、冠水箇所を迂回するための新たな道路（バイパス）整備を推進します。 ・ 地震や大雨の際に、道路法面が崩壊し通行止めとなることを防ぐため、法面の整備を推進します。 	
主な取組	担当課
・ 橋梁の長寿命化修繕事業	建設課
・ 舗装長寿命化修繕事業	建設課
・ 道路雨水排水施設整備事業（側溝整備事業）	建設課
・ 道路新設事業（バイパス事業）	建設課
・ 道路法面崩壊対策事業	建設課

③ 復旧・復興等を担う人材の確保	対応するリスクシナリオ番号
【市民生活課】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時等における応急対策の実施に関する相互応援に関する協定書の締結により、締結をした自治体から必要な人材、物資、機材等の提供を受け、早期の復旧、復興を図ります。 ・ 災害発生後の道路の障害物除去、応急復旧等を速やかに行うため、協定の締結等により建設関係機関との連携強化を図り、道路復旧作業等に必要となる人員や資機材等を速やかに確保できる体制の整備に努めます。 	
主な取組	担当課
・ 災害時協力協定の締結	市民生活課

④ 地域公共交通環境の充実・地域交通拠点の整備	対応するリスクシナリオ番号
<p>【総合政策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の対応や高齢化等により高まる公共交通需要へ対応するため、市の交通ネットワークを見直し、デマンドタクシー、コミュニティバスのさらなる充実を図るなど、地域公共交通環境の整備を進めます。また、交通結節点となる真岡駅やデマンドタクシー・コミュニティバス停留所等の整備を検討していきます。 ・災害時に LRT や真岡鐵道、民間路線バス等の主要な交通機関との連携を図れるよう、公共交通機関の相互連携による広域的な公共交通ネットワークの構築を推進します。 ・災害発生時に備え、真岡鐵道長寿命化計画に基づき、線路、橋梁等の長寿命化等の整備を支援します。 <p>【建設課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車を災害時の代替交通機関として、自転車の活用について検討するとともに、自転車利用者の安全を確保するため、自転車ネットワーク路線における自転車通行空間の整備を推進します。 	
主な取組	担当課
・ 公共交通ネットワーク整備事業	総合政策課
・ 地域交通拠点の整備	総合政策課
・ 真岡鐵道長寿命化計画の推進支援	総合政策課
・ 自転車ネットワーク整備事業	建設課

■重要業績指標（KPI）

	成果指標	現状（R1）	目標値（R6）	担当課
1	橋長15m以上の橋梁の修繕率	52.1%	100%	建設課
2	市道の舗装率	97.1%	97.6%	建設課
3	市道の改良率	72.9%	74.0%	建設課
4	災害時協力協定事業所数	33	38	市民生活課

F 国土保全・環境

(1) 国土保全

① 河川・土砂災害対策	対応するリスクシナリオ番号
<p>【建設課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水害を予防し、河川の安全性を高めるため、各河川の治水対策を国・県と連携しながら推進するとともに、引き続き適切な維持管理を行います。 ・ 大雨時に有効である、五行川二宮遊水地について県と連携し整備を推進するとともに、これを適正に保全しながら利活用を図ります。 ・ 土砂災害を未然に防ぐため、法面の崩壊対策及び土砂の流出対策を図るとともに、急傾斜地崩壊対策事業実施を県に要望していきます。 <p>【市民生活課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂災害危険区域、急傾斜地を含む自治会における防災訓練の実施、土砂災害の発生危険度を予測するシステムを適切に運用していきます。 <p>【都市計画課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県による宅地耐震化推進事業における第一次スクリーニング結果を公表し、市民に危険個所について周知するとともに、第一次スクリーニング調査において危険と判断された場所については、市での第二次スクリーニング調査の実施を検討していきます。 <p>【農政課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下流への影響が大きい防災ため池（南高岡上池・下池）について緊急時の避難経路や避難場所を示した、ハザードマップを作成・公表します。 	
主な取組	担当課
・ 河川の堤防・護岸等の整備促進	建設課
・ 河川管理事業	建設課
・ 五行川二宮遊水地の整備促進及び利活用	建設課
・ 土砂災害危険個所の点検及び対策	建設課 市民生活課
・ 土砂災害防災避難訓練の実施	市民生活課
・ 土砂災害危険度評価システムの活用	市民生活課
・ 宅地耐震化推進事業	都市計画課
・ ため池ハザードマップ作成事業	農政課

■重要業績指標（KPI）

	成果指標	現状（R1）	目標値（R6）	担当課
1	ため池ハザードマップ作成	未作成	作成	農政課

F 国土保全・環境

(2) 環境

① 廃棄物処理体制の整備	対応するリスクシナリオ番号
	7-2、8-1
【環境課】	
<ul style="list-style-type: none"> 「真岡市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害時の廃棄物処理対応に係る具体的な手順を確認し、平時の備え及び災害時の対応等のマニュアルを整備します。また、県や関係機関、廃棄物処理業者等と連携し、災害廃棄物を迅速かつ適切に処理するための体制整備を図ります。 	
主な取組	担当課
<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物の処理体制の整備 	環境課

② 生活環境の保全	対応するリスクシナリオ番号
	2-5、6-3、7-2、8-1
【環境課】	
<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害時における有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、事業所等に対して、関係機関と連携を図りながら定期的な立ち入り検査を行い、排水水質及び有害物質の管理体制を点検していきます。 	
【市民生活課】	
<ul style="list-style-type: none"> 危険物による災害を防止し、また災害発生時の被害拡大を防止するため、市は、危険物取扱事業所、県、防災関係機関と連携して、予防対策を行います。 事故発生を想定したマニュアルの整備を促進するなど、国や県と連携して対応していきます。 	
主な取組	担当課
<ul style="list-style-type: none"> 公害防止対策事業 	環境課
<ul style="list-style-type: none"> 危険物施設等災害予防対策 	市民生活課 消防本部予防課

③ 感染症予防対策	対応するリスクシナリオ番号
	2-5
【健康増進課】	
<ul style="list-style-type: none"> 避難場所等で感染症の蔓延を防ぐため、平常時から予防接種の接種勧奨を行うなど感染症の予防対策に取り組みます。 	
主な取組	担当課
<ul style="list-style-type: none"> 新型感染症等予防対策事業 	健康増進課
<ul style="list-style-type: none"> 予防接種事業 	健康増進課

■重要業績指標（KPI）

	成果指標	現状（R1）	目標値（R6）	担当課
1	工業排水基準適合率	99.1%	100%	環境課
2	予防接種法に基づく予防接種ワクチンの接種率（麻しん・風しん1期、2期）	93.9%	100%	健康増進課

G 地域防災

(1) 地域防災

① 地域防災力の向上	対応するリスクシナリオ番号
<p>【市民生活課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全自治会で形成している自主防災組織について、引き続き、地域防災力を高めるため、各地区で防災におけるリーダーとなる人材を育成する防災リーダー養成研修の実施や装備品の配布とともに地区防災計画策定支援を行い、自主防災組織の充実・強化を図ります。 ・女性防火クラブ活動支援事業については、引き続き、春・秋の火災予防運動週間における防火広報活動を実施するとともに、研修等による知識・技術の向上、防火思想の普及啓発を図ります。 <p>【総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時など有事の際に、近隣の住民から要支援者への声掛けや情報伝達、避難行動の支援など、配慮すべき共助活動の維持継続が困難な事態となる懸念があるため、自治会活動の積極的な周知及び加入促進に向けた実行性のある取組を実施します。また、地域の要望や意見等も反映させながら、地域づくり事業の各事業メニューの目的が最大限達成できるような事業内容を実施していきます。 	
主な取組	担当課
・ 自主防災組織の組織化（自主防災組織の結成及び育成）	市民生活課
・ 防災リーダー養成研修（地域防災リーダーの養成）	市民生活課
・ 自主防災組織への資機材配布	市民生活課
・ 女性防火クラブ活動支援事業	市民生活課
・ 地区防災計画の策定支援	市民生活課
・ 自治会加入世帯の向上	総務課
・ 活力ある地域づくり事業	総務課

② 防災意識の高揚、防災教育の実施	対応するリスクシナリオ番号
<p>【市民生活課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民が自ら身の安全を確保するとともに、地域社会の一員として、地域の防災活動に積極的に協力するよう、引続き、市民に対して、防災訓練や研修会、防災座談会などを通し、防災意識の高揚や普及啓発に努めます。 ・災害時の適正な判断力を養い、迅速な初動体制が確立できるよう、積極的に防災教育を行います。 ・中小河川における浸水想定が発表されるのに合わせて、防災マップを改定します。 ・マイタイムライン作成講座を引き続き開催し、マイタイムラインリーダーを養成します。 <p>【生涯学習課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害に備え、事前防災・減災を多くの市民に理解を広げるため、教育関係団体をはじめ各種団体に数多く受講して貰えるよう、出前講座のPR方法等を考えていきます。 ・常日頃から災害時に対する意識醸成や教育を図る機会を提供し、地域、学校、職場の連携を推進し、大規模災害対策に対応できるよう、多様な学習機会の提供の中に、防災に関係するものを導入していけるよう検討していきます。 	
主な取組	担当課
・ 一般市民に対する防災知識の普及	市民生活課
・ 防災避難訓練等の実施	市民生活課 消防本部予防課
・ 防災座談会の実施	市民生活課
・ 防災マップ作製と配布	市民生活課
・ マイタイムライン作成講座開催事業	市民生活課
・ 市民講座事業	生涯学習課
・ 出前講座開設事業	生涯学習課

③ ボランティア活動体制の強化	対応するリスクシナリオ番号
<p>【市民生活課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平時からボランティア関連団体と相互の連絡・協力体制の整備を図るとともに、災害ボランティアの活動に関する情報交換を行い、ボランティア育成を推進します。 ・災害ボランティアの育成については、社会福祉協議会と連携して対応しながら推進します。 	
主な取組	担当課
・ ボランティア団体・民間非営利組織への支援	市民生活課
・ 災害ボランティアの環境整備	市民生活課

④ 外国人対応	対応するリスクシナリオ番号
	1-4、8-3
【市民生活課】 <ul style="list-style-type: none"> 外国人に対する防災意識や防災知識を高めるため、多言語による「防災マップ」の作成、災害時における避難所表示シート、情報発信の充実を図るとともに、「防災マップ」を活用した外国人住民向けの説明会の実施、「真岡市ホームページ」の充実や「気象庁ホームページ」、「とちぎ外国人相談サポートセンター」その他、災害アプリ等の活用を周知します。また、地域での防災訓練や、外国人雇用者の多い企業での防災教育の実施等を通して国際交流を推進します。 災害発生時に外国人の安全確保や避難所での生活を支援するため、災害時に通訳や翻訳を行うボランティアの育成を引き続き行うとともに、通訳・翻訳ボランティアの登録制度の実施を検討します。 	
主な取組	担当課
・ 外国人住民への情報提供の充実	市民生活課 情報政策課
・ 災害時外国人サーターの確保	市民生活課
・ 市民主体の国際交流の推進	市民生活課

■重要業績指標（KPI）

	成果指標	現状（R1）	目標値（R6）	担当課
1	地区防災計画策定地区数	134 地区 (100%)	133 地区 (100%)	市民生活課
2	防災リーダー養成研修修了者（累計）	61 人	100 人	市民生活課
3	ボランティア団体・民間非営利組織の数	217 団体	270 団体	市民生活課

G 地域防災

(2) 地域防犯

① 防犯体制の充実強化	対応するリスクシナリオ番号
	8-3
【市民生活課】	
<ul style="list-style-type: none">・防犯体制の充実強化として、自分たちのまちは自分たちで守るという意識の高揚を図り、自主防犯団体等の育成、拡充を促進します。また、警察や地区防犯協会等と連携し、災害時の防犯対応について、自治会の事業などで周知を促進します。・生活環境の防犯力向上としては、各自治会への防犯灯の整備や管理への補助、各担当課から要望のあった施設への防犯カメラ設置を行うなどの取組を引き続き行います。	
主な取組	担当課
・ 防犯体制の充実強化	市民生活課
・ 防犯意識の向上	市民生活課
・ 防犯設備等の整備による生活環境の防犯力向上	市民生活課

■重要業績指標（KPI）

成果指標		現状（R1）	目標値（R6）	担当課
1	防犯灯設置基数	6,204 灯	6,600 灯	市民生活課
2	防犯カメラ設置基数	392 台	420 台	市民生活課
3	自主防犯活動実施団体数	44 団体	60 団体	市民生活課

第6章 計画の推進及び進捗管理

6-1 優先的に取り組む施策

限られた資源で効率的・効果的に「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた安全・安心なまちづくりを推進するためには、優先的に取り組む施策を明確にして、重点的に取組を進める必要があります。

本計画では、第3章で設定したリスクシナリオ単位で施策の重点化を図ることとし、「人命の保護」を最優先として、起きてはならない事態が回避されなかった場合の影響の大きさ等の観点から、以下の8のリスクシナリオを回避するための施策について、優先的に取り組むこととします。

【優先的に取り組む施策に係るリスクシナリオ】

基本目標		no.	リスクシナリオ
1	人命の保護が最大限に図られること	1-1	建物等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
		1-2	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-3	大規模な土砂災害・陥没等による多数の死傷者の発生
		1-4	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われること（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-3	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶、医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
3	必要不可欠な行政機能は確保すること	3-1	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

以上を踏まえると、「第3章 強靱化の推進方針」において整理した施策分野ごとの推進方針のうち、優先的に取り組む施策の項目は、以下のとおりとなります。

【優先的に取り組む施策の項目】

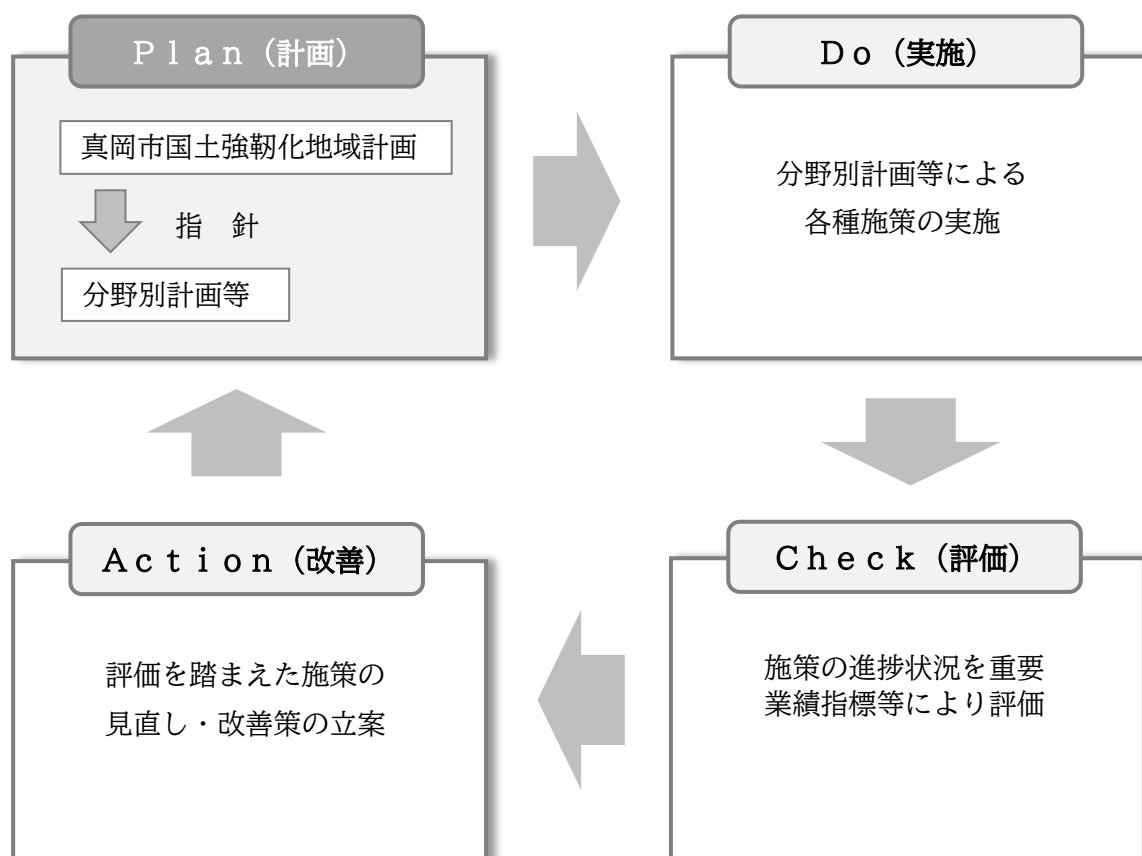
施策分野		優先的に取り組む施策の項目	
A 行政機能／防災・消防	(1) 行政機能	① 防災拠点機能の確保	
		② 業務継続体制の整備・人材育成	
	(2) 防災・消防	① 防災計画・防災訓練の充実	
		② 消防施設等の整備	
		③ 広域応援体制(相互応援体制)の整備	
		④ 水防体制の整備	
		⑤ 防災倉庫の整備、物資・資機材の備蓄	
		⑥ 避難所及び避難体制の整備	
B 住宅・都市・土地利用	(1) 住宅	① 住宅・建築物等の防火性向上・耐震化	
		② 老朽空き家対策	
		③ 市営住宅長寿命化の推進	
	(2) 都市・土地利用	① 災害に強いまちづくりの推進	
		② 上水道施設の整備・維持管理	
		③ 下水道施設の整備・維持管理	
		④ 防災公園や避難場所となる公園の整備	
	C 保健医療・福祉・教育	(1) 保健医療	① 医療体制の充実
(2) 福祉		① 高齢者福祉	
		② 障がい者福祉	
		③ 避難行動要配慮者対策	
		④ 生活困窮・貧困対策	
(3) 教育		① 複合施設の整備	
		② 文化財の保護対策	
		③ 学校教育・施設等の整備	
		④ 児童生徒等に対する防災教育と安全対策	
		⑤ 子育て支援	
D 産業・農業・エネルギー		(1) 産業	② 商業・観光振興
		(2) 農業	① 農業生産基盤等の災害対応力の強化
E 情報通信・交通・物流	(1) 情報通信	① 市民等への情報発信	
		② 災害情報の伝達	
	(2) 交通・物流	① 緊急輸送体制の整備	
		② 道路の防災・減災対策及び耐震化	
F 国土保全・環境	(1) 国土保全	① 河川・土砂災害対策	
G 地域防災	(1) 地域防災	① 地域防災力の向上	
		② 防災意識の高揚、防災教育の実施	

6-2 各種施策の推進と進捗管理

本計画の推進方針に基づく各種施策については、本市の分野別計画と連携しながら、計画的に推進するとともに、進捗管理及び評価を行います。

本計画では、毎年度、それぞれの施策について、進捗管理を行うとともに、PDCAサイクルにより、取組の効果を検証し、必要に応じて改善を図りながら、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心のまちづくりを進めていきます。

【本市地域計画に基づく各種施策の推進と進捗管理】



【別紙1】重要業績指標（KPI）一覧計画の推進及び進捗管理

A 行政機能／防災・消防

（1）行政機能

成果指標	現状値（R1）	目標値（R6）	担当課
防災上重要な市有建築物の耐震化率	87.3%	100.0%	財政課

（2）防災・消防

成果指標	現状値（R1）	目標値（R6）	担当課
消防団の定員充足率	96.9%	97.0%	市民生活課
災害協定締結自治体数	15	増加	市民生活課
備蓄非常用食料の充足率	100% (18,960食)	100% (18,960食)	市民生活課
地域防災計画の見直し	未実施	実施	市民生活課

B 住宅・都市・土地利用

（1）住宅

成果指標	現状値（R1）	目標値（R6）	担当課
住宅の耐震化率	84.20%	95%	建設課
老朽危険空き家指導後改善率	70%	75%	市民生活課

（2）都市・土地利用

成果指標	現状値（R1）	目標値（R6）	担当課
耐震適合配水管延長	26,392m	31,953m	水道課
未普及地域配水管延長	—	8,741m	水道課
水道事業長期更新計画の策定	—	策定	水道課
水道ビジョンの策定	—	策定	水道課
公共下水道、農業集落排水、合併浄化槽の普及率	83.2%	84.0%	下水道課
公共下水道処理場の施設・設備の健全性割合	47.0%	60.0%	下水道課
亀山北土地区画整理事業進捗率	79.42%	100.00%	都市整備課
中郷・萩田土地区画整理事業進捗率	66.3%	86.9%	都市整備課

C 保健医療・福祉・教育

（1）保健医療

成果指標	現状値（R1）	目標値（R6）	担当課
かかりつけ医をもっている市民の割合	76.7%	82.0%	健康増進課

（2）福祉

成果指標	現状値（R1）	目標値（R6）	担当課
緊急通報システム累計設置数	418台	620台	いきいき高齢課
避難行動要支援者意思確認済割合	52.7%	80.0%	社会福祉課

（3）教育

成果指標	現状値（R1）	目標値（R6）	担当課
小学校、中学校の避難訓練実施率	100%	100%	学校教育課
保育・教育施設の耐震化率 (保育所・認定こども園等)	100%	100%	保育課
放課後児童クラブ数	27	30	保育課

D 産業・農業・エネルギー

(1) 産業

成果指標	現状値 (R1)	目標値 (R6)	担当課
工業事業所数	171事業所	200事業所	商工観光課
新産業団地分譲率	—	50%	産業団地整備室
BCP策定率	11.7%	20.0%	市民生活課

(2) 農業

成果指標	現状値 (R1)	目標値 (R6)	担当課
担い手農家への農地集積率	61.94%	65.00%	農政課
圃場整備率	80.03%	80.12%	農政課

(3) エネルギー

成果指標	現状値 (R1)	目標値 (R6)	担当課
住宅用太陽光発電設置支援件数	105件	150件	環境課

E 情報通信・交通・物流

(1) 情報通信

成果指標	現状値 (R1)	目標値 (R6)	担当課
世帯に対する防災ラジオ配布数	—	1,650	市民生活課
避難所等の公衆無線LAN整備数	0	25	市民生活課

(2) 交通・物流

成果指標	現状値 (R1)	目標値 (R6)	担当課
橋長15m以上の橋梁の修繕率	52.1%	100.0%	建設課
市道の舗装率	97.1%	97.6%	建設課
市道の改良率	72.9%	74.0%	建設課
災害時協力協定事業所数	33	38	市民生活課

F 国土保全・環境

(1) 国土保全

成果指標	現状値 (R1)	目標値 (R6)	担当課
ため池ハザードマップ作成	未作成	作成	農政課

(2) 環境

成果指標	現状値 (R1)	目標値 (R6)	担当課
工業排水基準適合率	99.1%	100.0%	環境課
予防接種法に基づく予防接種ワクチンの接種率 (麻しん・風しん1期、2期)	93.9%	100.0%	健康増進課

G 地域防災

(1) 地域防災

成果指標	現状値 (R1)	目標値 (R6)	担当課
地区防災計画策定地区数	134地区(100%)	133地区(100%)	市民生活課
防災リーダー養成研修修了者(累計)	61人	100人	市民生活課
ボランティア団体・民間非営利組織の数	217団体	270団体	市民生活課

(2) 地域防犯

成果指標	現状値 (R1)	目標値 (R6)	担当課
防犯灯設置基数	6,204灯	6,600灯	市民生活課
防犯カメラ設置基数	392台	420台	市民生活課
自主防犯活動実施団体数	44団体	60団体	市民生活課

【別紙2】施策分野ごとの個別事業実施計画

個別施策分野	推進方針	主な取組	対象箇所名等	取組主体	数量	期間	総事業費	担当課
B 住宅・都市・土地利用	災害に強いまちづくりの推進	避難路・物資輸送道路等の整備促進	国道294号	県	4.1km	2020～2025	20億円	都市計画課
			国道408号 鬼怒テクノ通り	県	3.1km	2014～2025	140億円	
			都市計画道路 台町妹内線	市	—	—	—	
			都市計画道路 中郷八木岡線	県・市	340m	2024～2030	12億円	都市整備課
			都市計画道路 石法寺久下田線	市	—	—	—	都市計画課
			都市計画道路 下籠谷大前線	県・市	557m	2019～2021	1.2億円	
			市道113号線 (中工区)	市	2.0Km	2014～2023	8.5億円	建設課
			市道113号線 (寺内工区)	市	0.7Km	2021～2025	4.9億円	産業団地整備室
			市道126号線	市	0.1Km	2015～2024	0.7億円	建設課
			市道203号線	市	0.5Km	2021～2026	1.3億円	
			市道251号線	市	0.2Km	2023～2029	0.5億円	
			市道1061号線	市	0.9Km	2018～2024	1.3億円	
			市道1066号線	市	0.4Km	2019～2027	0.8億円	
			市道1073号線	市	0.9Km	2018～2024	1.3億円	
	市道1075号線	市	0.9Km	2018～2024	1.3億円			
	市道4041号線	市	0.2Km	2023～2029	0.5億円			
	災害に強いまちづくりの推進	幹線道路の整備促進	都市計画道路 駅前東口線	県・市	—	—	—	都市計画課
			都市計画道路 台町通り	市	—	—	—	
			市道113号線 (寺内工区)	市	0.7Km	2021～2025	4.9億円	産業団地整備室
			市道126号線	市	0.1Km	2015～2024	0.7億円	建設課
			市道203号線	市	0.5Km	2021～2026	1.3億円	
		狭あい道路等の整備	幅員4m未満の道路 L=700.74Km	市	—	—	—	
		中心市街地リノベーション事業	真岡駅周辺地区	県・市	—	—	—	都市計画課 都市整備課
		無電柱化推進事業	都市計画道路 中郷八木岡線	県・市	—	—	—	都市整備課
			都市計画道路 駅前東口線	県・市	—	—	—	都市計画課
			都市計画道路 下籠谷大前線	県・市	—	—	—	
土地区画整理事業		真岡市亀山北土地 区画整理事業	組合	49.7ha	2002～2029	112.17億円	都市整備課	
		真岡市中郷・萩田土 地区画整理事業	組合	17.1ha	2011～2025	45.5億円		
地籍調査事業	市内全域	市	—	—	—	都市整備課		

個別施策分野	推進方針	主な取組	対象箇所名等	取組主体	数量	期間	総事業費	担当課	
B 住宅・都市・土地利用	下水道施設の整備・維持管理	下水道施設の耐震化・長寿命化の推進(公共・農集)	真岡処理区処理場改築事業 機械・電気計装設備	市	4.46ha	2020~2024	14.7億円	下水道課	
			二宮処理区処理場改築事業 電気計装設備	市	0.98ha	2020~2024	0.7億円		
			真岡処理区管渠施設長寿命化事業 人孔蓋更新	市	1,209ha	2020~2024	0.9億円		
			二宮処理区管渠施設長寿命化事業 人孔蓋更新	市	165ha	2020~2024	0.1億円		
		雨水管渠の整備推進	汚水管渠の整備推進	真岡処理区未普及解消事業 下大沼地区	市	3.0ha	2023~2026		1.6億円
				真岡処理区浸水対策事業 熊倉町地区	市	3.8ha	2020~2026		5.7億円
				真岡処理区浸水対策事業 寺内地区	市	21.4ha	2023~2026		2.3億円
		浄化槽設置補助事業(該当する国の事業名：浄化槽設置整備事業)	浄化槽設置補助事業(該当する国の事業名：浄化槽設置整備事業)	松山町第4排水区浸水対策事業 寺内第2調整池	市	1.5ha	2023~2026		3.2億円
				浄化槽処理促進区域	市	674基	2019~2025		3.5億円
		防災公園や避難場所となる公園の整備	都市公園整備事業 都市公園再整備事業	総合運動公園整備事業	市	12.9ha	2019~2024		35.4億円
公園遊具長寿命化対策事業	市			48施設	2020~2029	1.5億円			
亀山北原公園整備事業	市			0.15ha	2020~2025	39,800千円			
中郷公園整備事業	市			0.19ha	2022~2024	42,192千円			
E 情報通信・交通・物流	緊急輸送体制の整備	緊急輸送道路の整備促進	国道294号	県	4.1km	2020~2025	20億円	都市整備課	
			国道408号 鬼怒テクノ通り	県	3.1km	2014~2025	140億円		
			都市計画道路 台町妹内線	市	—	—	—		
			都市計画道路 中郷八木岡線	県・市	340m	2024~2030	12億円		
			都市計画道路 石法寺久下田線	市	—	—	—		都市計画課
			都市計画道路 下籠谷大前線	県・市	557m	2019~2021	1.2億円		
		避難所等を結ぶネットワーク道路の整備	都市計画道路 中郷八木岡線	都市計画道路 中郷八木岡線	県・市	340m	2024~2030	12億円	都市整備課
				都市計画道路 駅前東口線	県・市	—	—	—	都市計画課
都市計画道路 台町通り	市			—	—	—			

個別施策分野	推進方針	主な取組	対象箇所名等	取組主体	数量	期間	総事業費	担当課
E 情報通信・交通・物流	緊急輸送体制の整備	避難所等を結ぶネットワーク道路の整備	市道203号線	市	0.5Km	2021～2026	1.3億円	建設課
			市道251号線	市	0.2Km	2023～2029	0.5億円	
			市道1061号線	市	0.9Km	2018～2024	1.3億円	
			市道1066号線	市	0.4Km	2019～2027	0.8億円	
			市道1073号線	市	0.9Km	2018～2024	1.3億円	
			市道1075号線	市	0.9Km	2018～2024	1.3億円	
			市道4041号線	市	0.2Km	2023～2029	0.5億円	
E 情報通信・交通・物流	緊急輸送体制の整備	代替輸送路の確保	市道126号線	市	0.1Km	2015～2024	0.7億円	
F 国土保全・環境	河川・土砂災害対策	河川の堤防・護岸等の整備促進	一級河川五行川	県	—	—	—	
		河川管理事業	一級河川五行川	県	—	—	—	
		五行川二宮遊水地の整備促進及び利活用	一級河川五行川(二宮遊水地)	県・市	40ha	2022～2030	1.5億円	